

---

---

久 御 山 町

第9次高齢者保健福祉計画

---

---

令和3年3月  
久 御 山 町



## はじめに

わが国における人口の高齢化が急速に進む中、本町におきましても、総人口が減少している中で、介護需要に結びつきやすい75歳以上の後期高齢者は年々増加している状況です。

このような中、町では平成30年3月に策定いたしました久御山町第8次高齢者保健福祉計画に基づき、新たな介護老人福祉施設を整備するなど、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが包括的・継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現をめざした取組を進めてまいりました。

本町では、このたび令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、「ふれあいと支え合いで 高齢者が幸せに暮らせる 健やか長寿のまち・久御山」を基本理念とする「久御山町第9次高齢者保健福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、介護予防や認知症対策、生きがいづくりなど、前期計画を継承しながらも、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22年を見据えた中長期的な視点に立ち、高齢者を取り巻く状況の変化や課題を踏まえた上で、町内の医療機関や介護福祉施設との連携強化を図り、必要なケアステージに合わせた一貫的なケアを受けられる体制の構築や、介護予防のさらなる充実をめざしてまいります。

住民の皆様が、住み慣れた地域で生きがいを持って健康に暮らせるよう、関係機関と連携しながら、また、地域の皆様との協働により、本計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントや高齢者実態調査などを通じて、貴重なご意見をいただきました多くの住民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

久御山町長 信貴 康孝





# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨・背景 .....	3
2 計画の位置づけと内容 .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 計画の策定体制 .....	6
<b>第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題</b> .....	7
1 高齢者の現状 .....	9
2 アンケート調査の概要と結果からみる課題 .....	12
3 第8次高齢者保健福祉計画の進捗評価 .....	16
4 計画策定にあたっての主要課題 .....	18
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	19
1 基本理念 .....	21
2 基本目標 .....	22
3 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	24
4 施策の体系 .....	28
<b>第4章 高齢者保健福祉施策の推進</b> .....	29
基本目標1 安心して暮らすための環境の整備 .....	31
基本目標2 介護予防と生きがいつくりの推進 .....	37
基本目標3 認知症対策の推進 .....	44
基本目標4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進 .....	48
基本目標5 介護サービス等の充実 .....	50
<b>第5章 介護保険事業の推進</b> .....	55
1 介護保険料の計算の流れ .....	58
2 日常生活圏域の設定 .....	59
3 人口・認定者数の推計 .....	59
4 介護保険サービスの量の見込み .....	62
5 総給付費の推計 .....	64
6 標準給付費等の見込み .....	66
7 第1号被保険者の介護保険料 .....	68
<b>第6章 計画の円滑な推進</b> .....	71
1 計画の推進体制の整備 .....	73
2 計画の進捗状況の管理 .....	74
<b>資料編</b> .....	75
1 計画の策定経過 .....	77
2 久御山町地域福祉計画等策定委員会設置要綱 .....	78
3 久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会 委員名簿 .....	80
4 用語集 .....	81

### 参考：コラムの掲載について

本計画書には、計画の内容に関連した情報をコラムとして掲載しています、是非ご覧ください。

#### 【該当ページ】

P39	健康センターいきいきホール
P45	認知症の人と家族を地域で見守り支える
P57	介護保険について

#### ●本計画書に掲載する図表について

※掲載する図表は、アンケート調査結果、地域包括ケア「見える化」システムのデータ、各種統計（国勢調査、介護保健事業状況報告、住民基本台帳 等）データ等を用いて作成しています。

※掲載する図表の一部は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

# 第1章 計画策定にあたって





# 1 計画策定の趣旨・背景

## (1) 計画策定の趣旨

本町では、高齢者保健福祉施策と介護保険事業の一体的な取組を進める計画として、平成30年度～令和2年度を計画期間とする『久御山町第8次高齢者保健福祉計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

本町の高齢者保健福祉計画に含まれる介護保険事業計画は3年ごとの見直しが定められた法定計画であることから、介護保険制度等の改正や本町における高齢者福祉行政を取り巻く状況の変化、高齢社会における諸課題に対応するため、計画の見直しをする必要があります。

本町に暮らす高齢者が「受け手側」に固定されることなく、健康で生きがいを持って日々いきいきと暮らし、介護予防や「支える側」としての社会参加をも促進していくことを目的として、また、住民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、『久御山町第9次高齢者保健福祉計画』を策定します。

## (2) 計画策定の背景

わが国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、人口減少はさらに加速し、高齢化はますます進行することが想定されます。そうした中で、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年頃、生産年齢人口が大きく減少する一方で高齢者人口はピークを迎えることが見込まれており、とりわけ75歳以上の後期高齢者人口は、令和7年頃まで急速に増加し、中でも特に介護需要が高まる85歳以上人口については、令和22年には1,000万人を超えることが想定されています。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、とりわけ団塊の世代全体が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、介護需要等の急増に対応していくことが大きな課題となっています。

本町においては、介護が必要になっても住み慣れた地域で、人との交流を楽しみ、あたたかなふれあいやつながりの中で暮らし、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図る中で、介護保険サービスの充実だけでなく、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進と高齢者の権利擁護、高齢者の自立支援と重度化防止の推進、日常生活を支援する体制の整備、高齢者の住まいの確保、地域包括支援センターの機能強化の取組を推進し、安心して生活できるような社会づくりを進めてきました。

今後も、令和7年、令和22年といった中長期的な視点で、誰一人取り残さない社会の実現をめざす国際目標であるSDGsや、社会的な問題となっている災害や感染症への備えも含め、「ふれあいと支え合いで 高齢者が幸せに暮らせる 健やか長寿のまち・久御山」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめとした取組を進めていくことが求められています。

## 2 計画の位置づけと内容

### (1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8 第 1 項）の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として位置づけられるものです。

**老人福祉法  
第 20 条の 8  
第 1 項**

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

併せて、介護保険法（第 117 条第 1 項）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」としても位置づけられるものです。

**介護保険法  
第 117 条  
第 1 項**

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

### (2) 計画の性格

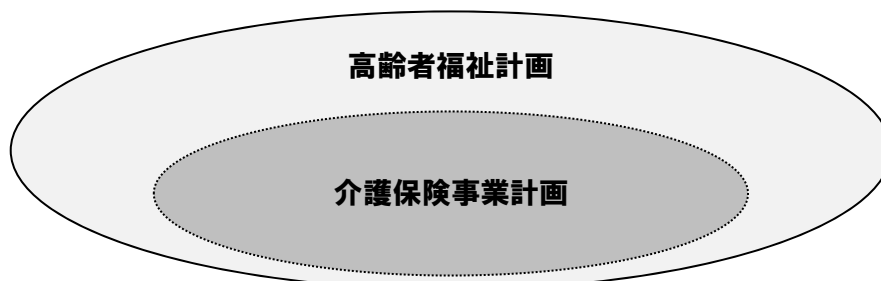
本町における高齢者保健福祉計画は、「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」の二つの計画の内容を併せて掲載するものです。

「高齢者福祉計画」は、すべての高齢者、あるいは 40～64 歳の壮年者を含めた健康づくりや生活習慣病予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、防犯・防災、福祉のまちづくりなどを含む総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画です。

なお、「介護保険事業計画」は、概念的には下図のように「高齢者福祉計画」に包含されます。

#### 久御山町 高齢者保健福祉計画（＝地域包括ケア計画）

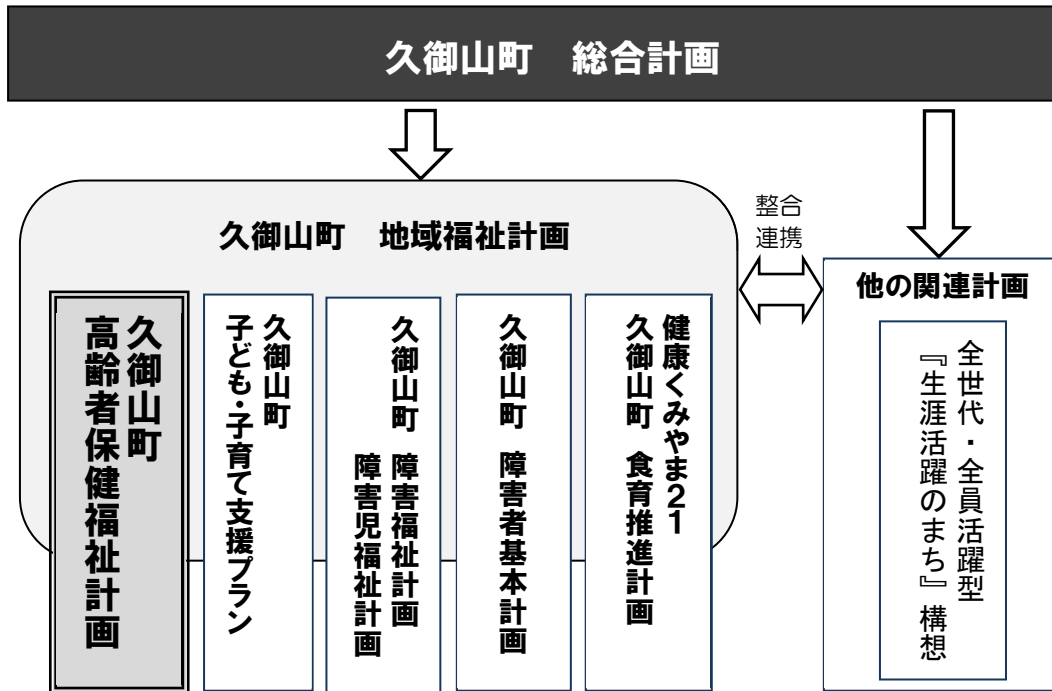


また、本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年以降を見据え、第 6 次計画以降、進めてきた地域包括ケアシステム構築のための取組を継承し、深化・推進していくための計画であり、地域包括ケア計画として位置づけられます。

### (3) 他計画との関係

本計画は「久御山町総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関する計画として策定するものです。

また、本町における他の福祉関連計画などの関連分野における町の個別計画等と整合性のある計画として策定します。



## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

ただし、本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年や、現役世代の急減が想定される令和22年を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定しています。

令和（年度）																				
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
第9次			中長期的視点（令和7年・令和22年を見据えて）																	
			第10次																	
					第11次															
						第12次														
							第13次													
								第14次												
										第15次										

## 4 計画の策定体制

### (1) 「久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会」の開催

計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉の専門家、町議会議員、有識者、介護保険被保険者、介護者、各種団体の代表者による「久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会」を開催し、検討を行いました。

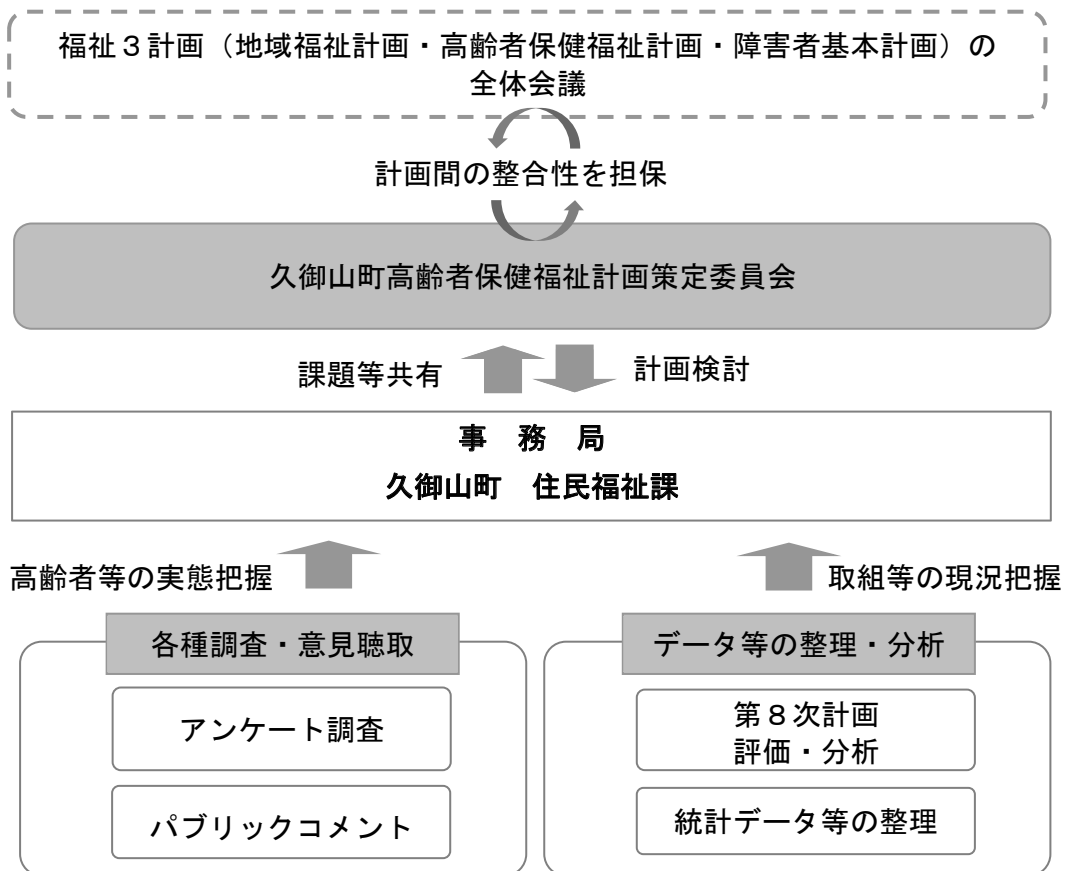
### (2) アンケート調査等の実施

計画の策定に向けて、町内の高齢者、在宅介護を行っている介護者等の生活や健康の実態等を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、介護事業所や介護職員の実態を把握するためのヒアリング調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

計画について広く住民の声を把握するため、計画案をホームページに掲載するとともに、役場等で閲覧できるようにするなど、パブリックコメントを実施しました。

#### 【計画策定体制イメージ】



## **第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題**



# 1 高齢者の現状

## (1) 人口の概況

平成28年度以降の人口の推移をみると、本町の総人口は一貫して減少しており、令和2年度は15,784人となっています。年齢構成別にみると、40～64歳(第2号被保険者)が4,990人(31.6%)、65歳以上(第1号被保険者)が4,890人で、高齢化率は31.0%となっています。

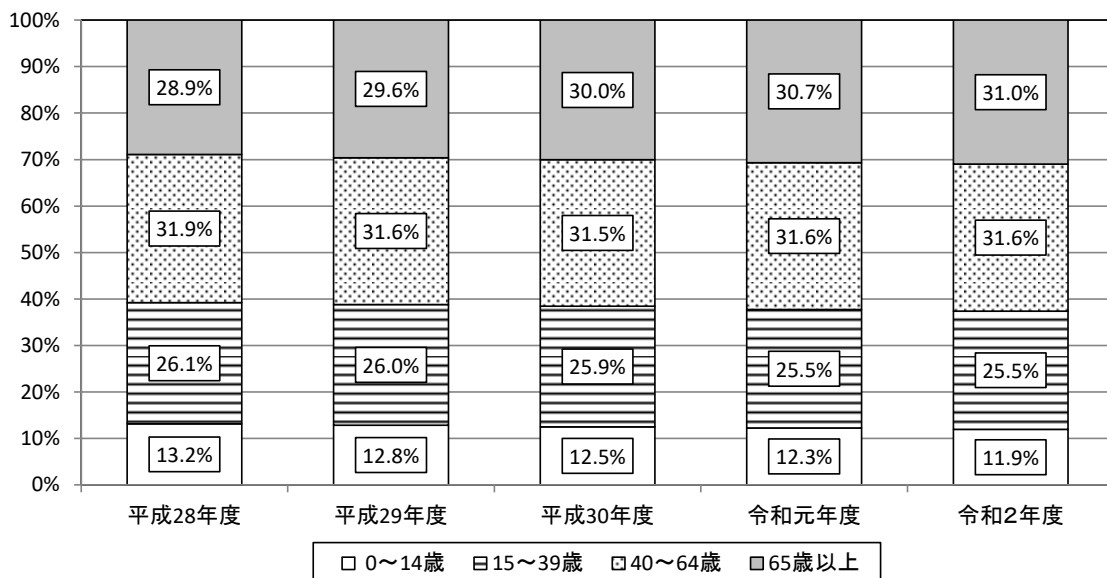
総人口が減少している中で、65～74歳の高齢者は減少しているものの、介護需要に結びつきやすい75歳以上の後期高齢者は増加しています。

### ■ 人口の推移

(単位：人)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	16,264	16,167	16,130	15,977	15,784
0～14歳	2,139	2,073	2,016	1,959	1,883
15～39歳	4,239	4,201	4,184	4,072	4,021
40～64歳	5,181	5,109	5,083	5,043	4,990
65歳以上	4,705	4,784	4,847	4,903	4,890
65～74歳	2,765	2,749	2,696	2,618	2,544
75歳以上	1,940	2,035	2,151	2,285	2,346
人口 構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	13.2%	12.8%	12.5%	12.3%	11.9%
15～39歳	26.1%	26.0%	25.9%	25.5%	25.5%
40～64歳	31.9%	31.6%	31.5%	31.6%	31.6%
65歳以上	28.9%	29.6%	30.0%	30.7%	31.0%
65～74歳	17.0%	17.0%	16.7%	16.4%	16.1%
75歳以上	11.9%	12.6%	13.3%	14.3%	14.9%

※住民基本台帳(各年度10月1日)

### ■ 年齢区分別人口比率の推移



※住民基本台帳(各年度10月1日)

## (2) 世帯の概況

平成 27 年の一般世帯のうち高齢者のいる世帯の状況についてみると、高齢者のいる世帯が占める割合は 46.9%と、全国・府の水準を上回っています。

また、一般世帯のうち高齢者のみの世帯についてみると、夫婦のみの世帯の割合が、全国・府の水準と比べ高くなっています。

### ■ 一般世帯における高齢者のいる世帯の割合



※国勢調査 (平成 27 年)

※「一般世帯」は総世帯から施設等の世帯 (寮、病院、社会施設等) を除いた世帯

### ■ 高齢者のいる世帯の状況

	一般世帯数	高齢者のいる世帯					
		単独世帯・親族世帯	高齢者のみの世帯			その他の親族同居世帯	非親族世帯
			ひとり暮らし世帯	夫婦のみ世帯			
				夫婦のみ世帯	夫婦のみ世帯		
久御山町	6,212 (100.0%)	2,914 (46.9%)	2,904 (46.7%)	716 (11.5%)	904 (14.6%)	1,284 (20.7%)	10 (0.2%)
京都府	1,151,422 (100.0%)	461,379 (40.1%)	458,960 (39.9%)	136,531 (11.9%)	143,695 (12.5%)	178,734 (15.5%)	2,419 (0.2%)
全国	53,331,797 (100.0%)	21,713,308 (40.7%)	21,582,467 (40.5%)	5,927,686 (11.1%)	5,247,936 (9.8%)	10,406,845 (19.5%)	130,841 (0.2%)

※国勢調査 (平成 27 年)



### (3) 認定者の概況

平成 28 年度以降の認定者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、平成 28 年度の 806 人から、令和 2 年度は 929 人と 123 人増加しています。また、高齢者人口に対する認定率についても、増加傾向となっており、令和 2 年度には 19.0%となっています。

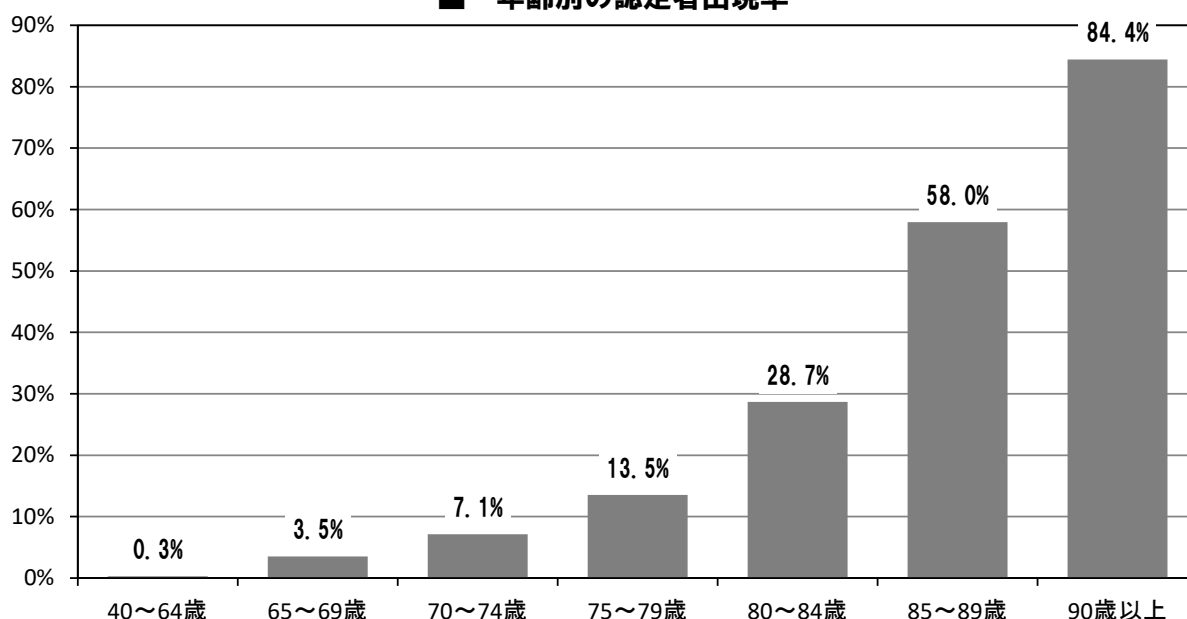
年齢別人口に対する認定者の割合（出現率）をみると、高齢になるほど、とりわけ 80 歳以上で割合が高くなる傾向があり、65～69 歳の 3.5%に対し 80～84 歳では 28.7%と、概ね 3～4 人に 1 人が認定者となっています。

#### ■ 認定者数の推移

(単位：人)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定者数	806	792	898	913	929
要支援 1	72	91	134	117	113
要支援 2	197	196	228	212	208
要介護 1	85	83	86	106	100
要介護 2	148	145	148	133	159
要介護 3	134	126	133	135	152
要介護 4	91	84	109	133	123
要介護 5	79	67	60	77	74
認定者 構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
要支援 1	8.9%	11.5%	14.9%	12.8%	12.2%
要支援 2	24.4%	24.7%	25.4%	23.2%	22.4%
要介護 1	10.5%	10.5%	9.6%	11.6%	10.8%
要介護 2	18.4%	18.3%	16.5%	14.6%	17.1%
要介護 3	16.6%	15.9%	14.8%	14.8%	16.4%
要介護 4	11.3%	10.6%	12.1%	14.6%	13.2%
要介護 5	9.8%	8.5%	6.7%	8.4%	8.0%
認定率	17.1%	16.6%	18.5%	18.6%	19.0%

※介護保険事業状況報告月報（各年度 9 月末）

#### ■ 年齢別の認定者出現率



※介護保険事業状況報告月報（令和 2 年 9 月末）

## 2 アンケート調査の概要と結果からみる課題

### (1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、町内の高齢者の皆様の生活や健康の実態等を把握し、これを計画策定の基礎資料とするために、2種類のアンケート調査を実施しました。

### (2) 実施概要

#### [調査の対象者と配布数]

調査名	対象者	配布数	回収数		回収率
			有効票	白票	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の要介護認定者以外	1,000票	625票	0票	62.5%
在宅介護実態調査	在宅の要介護認定者	500票	182票	0票	36.4%

#### [調査方法等]

調査方法	抽出基準日	調査期間
郵送による配布・回収	令和2年1月末	令和2年3月

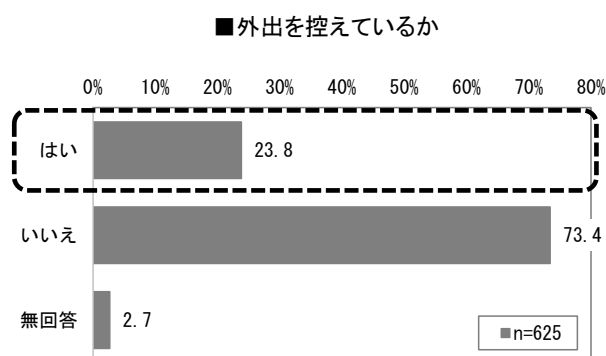
### (3) 結果からみる課題

#### [介護予防・日常生活圏域ニーズ調査]

##### ①外出について

アンケート結果においては、外出を控えている理由として「交通手段がない」という回答が多く、外出する際の移動手段は年齢が高くなるほど「自動車（自分で運転）」の割合が減少し、「自動車（人に乗せてもらう）」の割合が高くなっています。

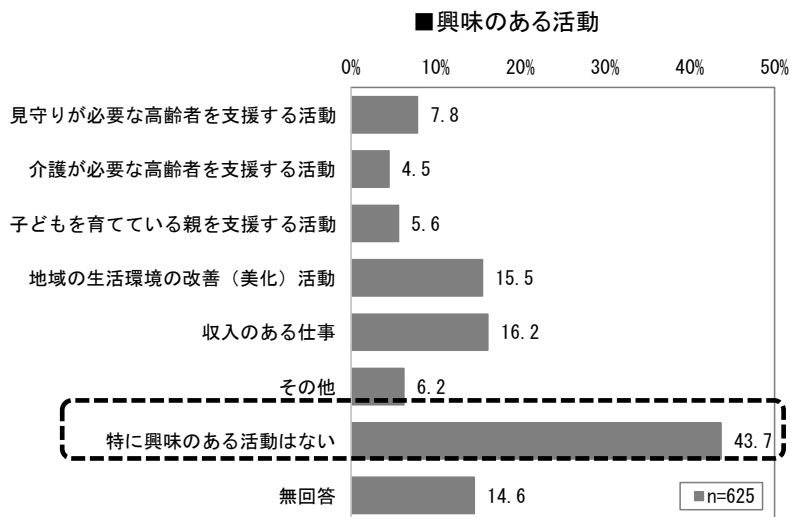
外出は社会参加・介護予防につながる重要な要素であり、住民の移動手段の中心が自動車となっている本町においては、高齢になり運転免許返納等によって自分で車の運転ができなくなった方への対応としても、「のってこ優タクシー」をはじめとした移送サービス等の整備・情報発信が重要です。



## ②地域の活動について

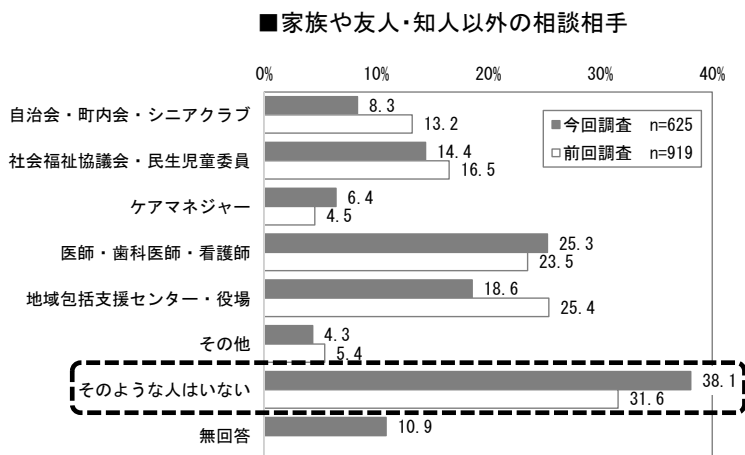
全世代・全員活躍のまちづくりの実現をめざす本町において、仕事も含めた地域での活動は社会参加、介護予防、ひいては支え合い体制づくりにもつながります。

高齢化が進む中で、高齢者を貴重な地域の人材として捉え、さまざまな活動の情報提供、活動団体や事業者とのマッチング支援の体制強化等に向けた検討も求められます。



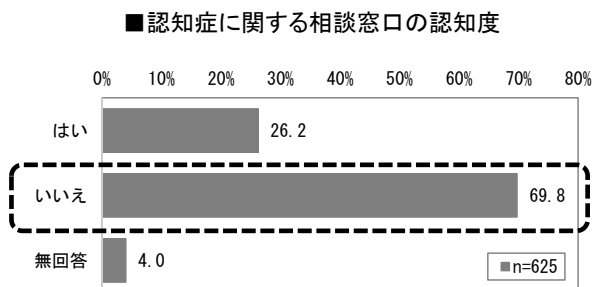
## ③人とのつながりについて

特に、配偶者がいない方や、配偶者が一定以上の要介護状態にある方、地域とのつながりが薄い方等もいることを踏まえ、高齢者の身近な相談・支援窓口であり、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた中核的な機関である地域包括支援センターや役場を中心に、相談等の支援体制を強化することが必要です。



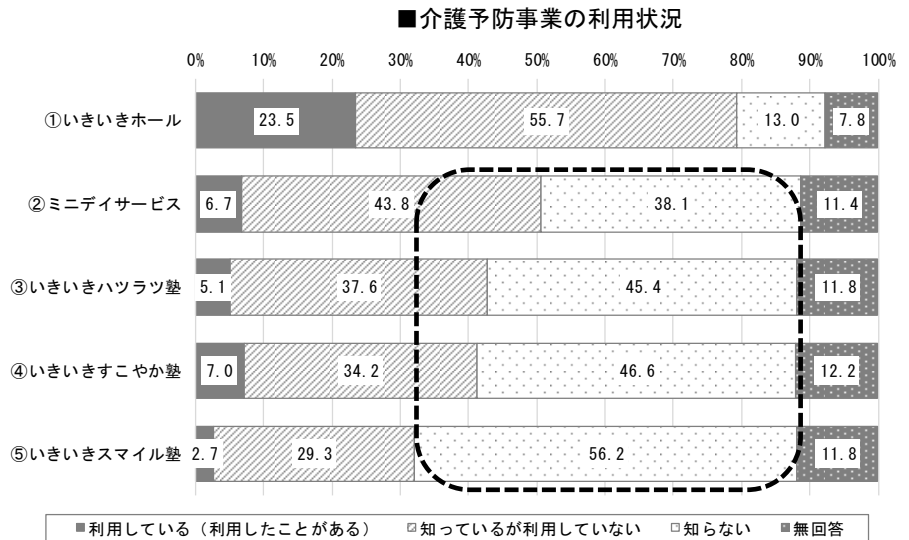
## ④健康について

主観的に健康だと考えている方や、認知症の症状が家族を含めみられない方が多いことを背景に、認知症に関する相談窓口の周知が進んでいないと考えられる中で、認知症等について、自分ごととして捉え、必要な情報や知識を住民が共有していくための取組が必要です。



### ⑤介護予防について

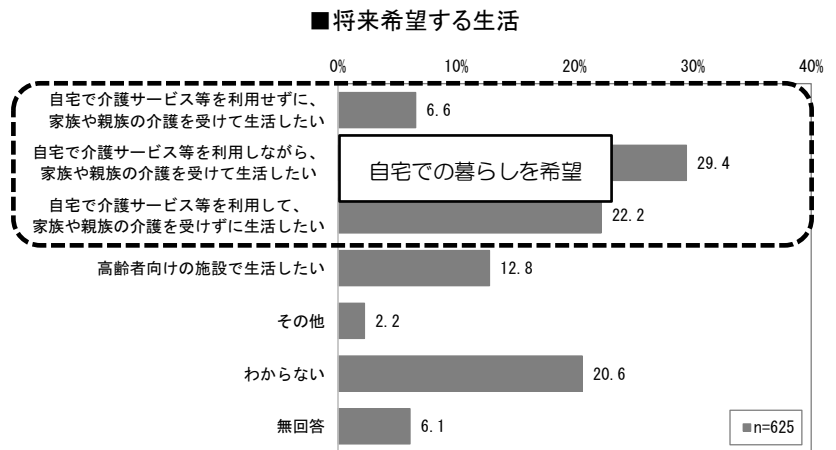
介護予防については、アンケート調査で約7割が『関心がある』と回答しています。介護予防の重要性や住民の関心の高さに対して、介護予防事業の利用は進まず、その前提としての事業の周知も進んでいない状況です。介護予防事業の利用に対する住民のニーズも踏まえながら、事業の周知と利用促進を図ることが必要です。



### ⑥施設の整備について

アンケート調査結果では、保険料と介護サービスの充実については「介護サービスを積極的に充実させるため、保険料が高くなってよい」と回答した住民は1%以下となっています。

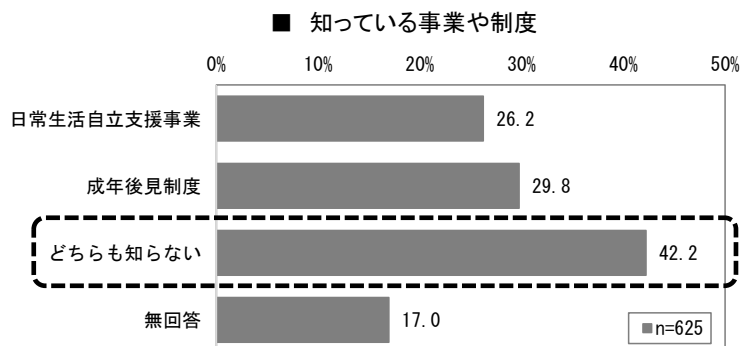
また、約6割の方が『自宅』での暮らしを希望している中で、施設整備に向けた検討を行う際は、将来希望する生活や介護保険料に対する住民ニーズについても十分に勘案することが必要です。



### ⑦制度等の周知について

前述の認知症の相談窓口等、高齢者の生活を支える事業や制度について、十分に周知できていない状況がみられます。

情報が届かないために、必要なサービスや相談につながらない住民がいることも想定される中で、こうした情報発信のさらなる強化が必要です。

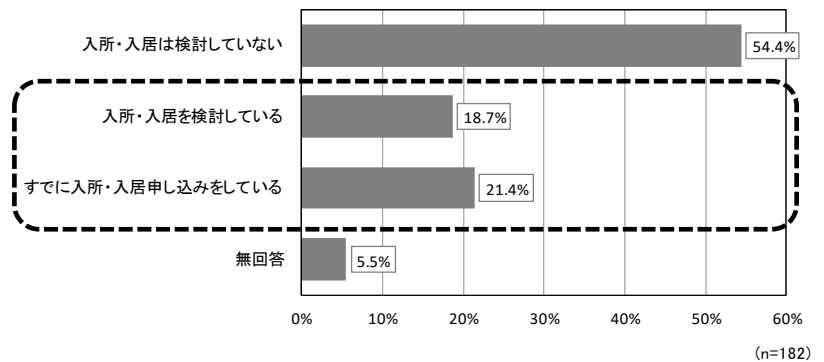


## [在宅介護実態調査]

### ①在宅生活の継続について

施設等への入所・入居の検討や申し込みをしている方は4割を超えている中で、介護保険料の抑制だけでなく、介護者の負担軽減も含めた全世代・全員活躍のまちづくりの実現の視点からも、可能な限り在宅生活を継続するための移動等、必要なサービス等の提供を継続・充実していくことが求められます。

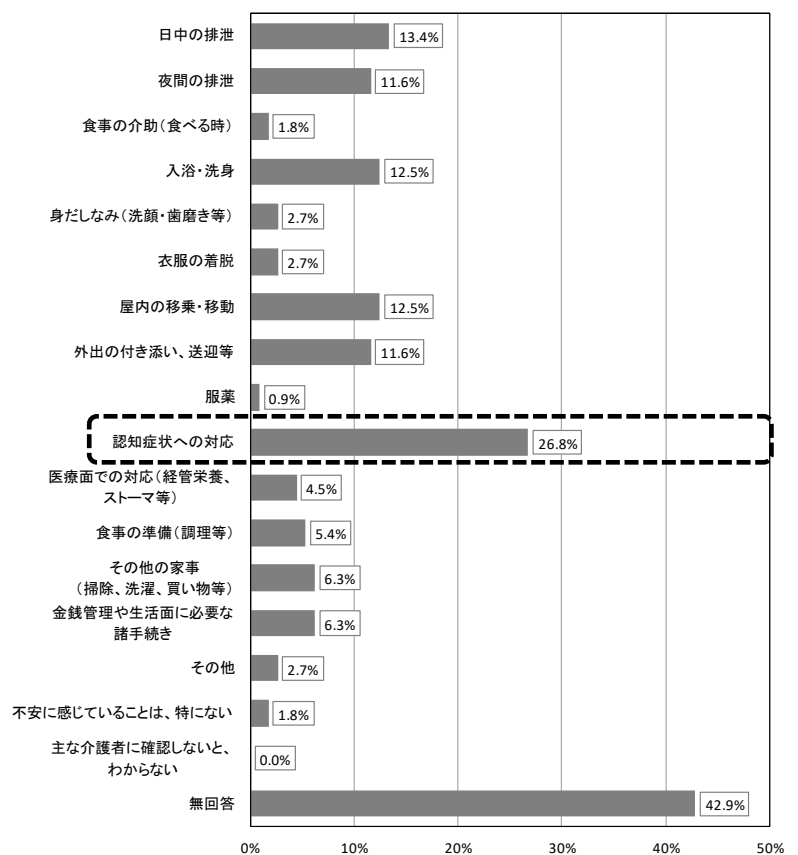
■施設等への入所・入居の検討



### ②認知症について

認知症の人やその家族を支えるためには、地域の理解や協力が必要であり、認知症に関する知識や理解を深めることが重要である中で、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の「④健康について」でも示したように、認知症等について、誰もが自分ごととして捉え、必要な情報や知識を住民が共有していくための取組が必要です。

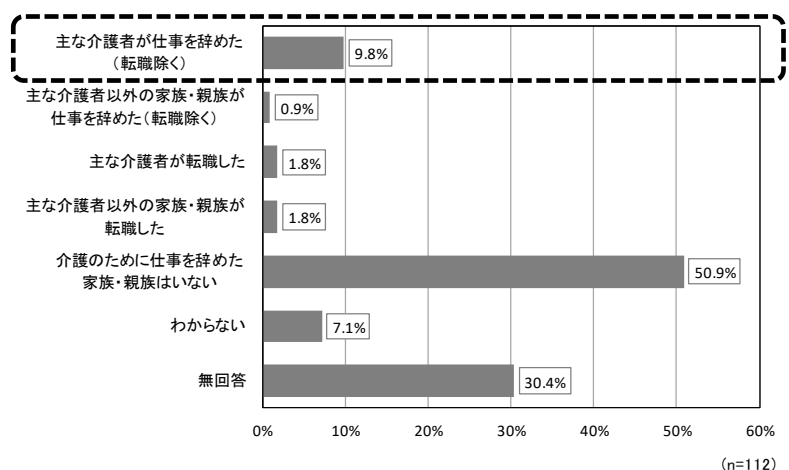
■主な介護者が不安に感じる介護等



### ③介護者の就労継続について

介護のために離職された方、また今後の就労の継続が難しいと感じている方が一定数いる中で、介護保険サービス等の公的な支援に加え、多様な働き方を実現し、介護と就労を両立するための取組等が求められます。

■介護を主な理由として、過去1年で仕事を辞めた方



### 3 第8次高齢者保健福祉計画の進捗評価

#### (1) 評価の方法

評価にあたっては、第8次高齢者保健福祉計画の95の取組を、3つの評価基準（「計画通り実施＝10点」「一部実施＝5点」「未実施＝0点」）で点数化しました。

さらに、5つの基本目標や19の基本施策といった、より上位の枠組みで平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。（※平均値が高いほど良い評価となる）

#### (2) 評価の結果

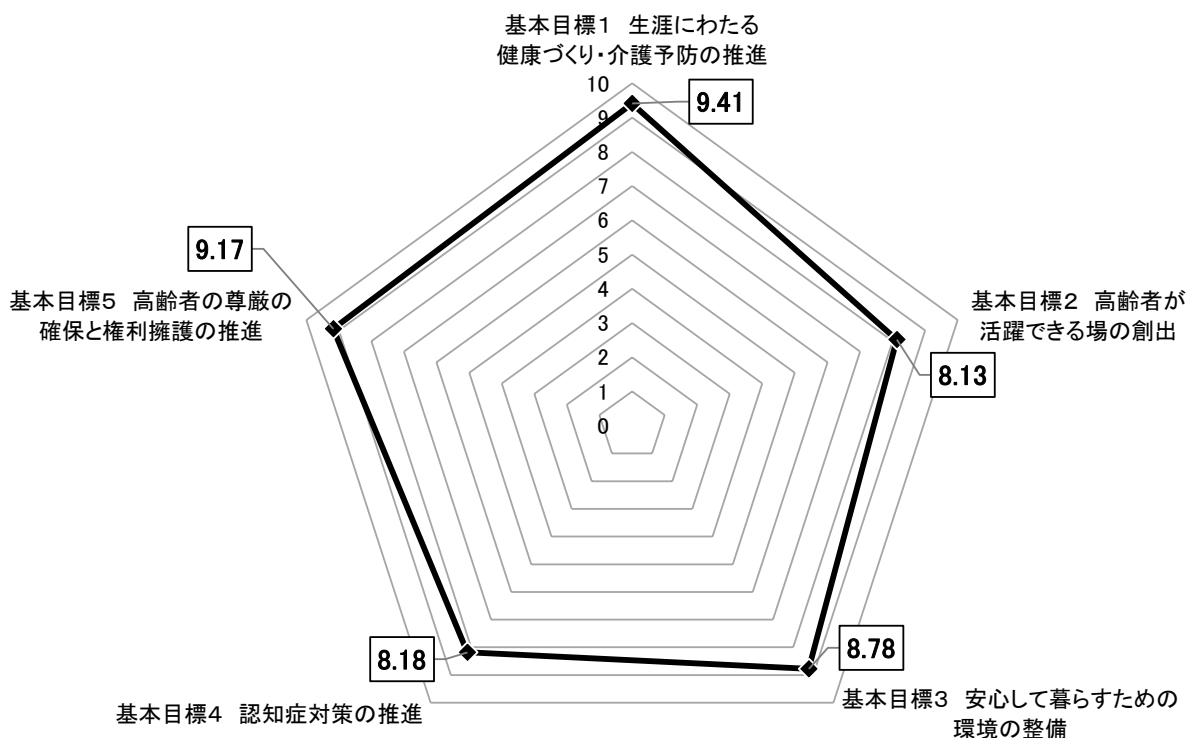
評価対象	平均値
計画全体（全取組の平均値）	8.74

計画全体の評価の平均値は8.74（概ね「計画通り実施」の水準）となっています。

基本目標の評価は、「基本目標1 生涯にわたる健康づくり・介護予防の推進」が9.41と最も高くなっています。また、「基本目標3 安心して暮らすための環境の整備」が8.78、「基本目標5 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進」が9.17と全体の平均値を上回っています。

一方で、「基本目標2 高齢者が活躍できる場の創出」「基本目標4 認知症対策の推進」は全体の平均値を下回っています。

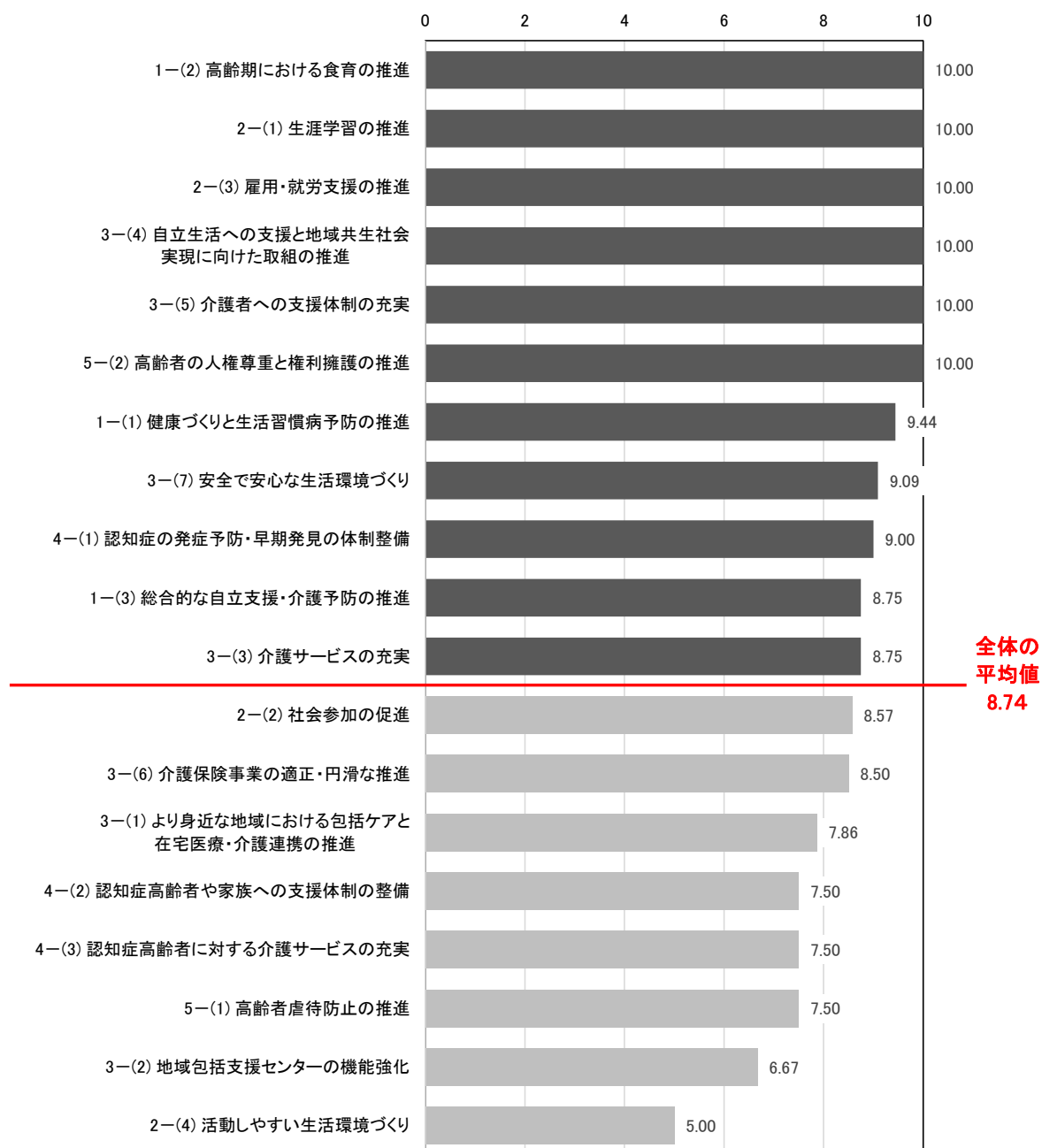
#### <基本目標の評価>



また、基本施策ごとの評価としては、「1-(2)」をはじめとした6の基本施策で取組の平均値が10.0と最も良い評価となっています。またそれらを含めた11の基本施策が計画全体の平均値を上回っています。

一方で、「2-(4)」をはじめ、8の基本施策の取組の平均値が、計画全体の平均値を下回っています。

### ＜基本施策ごとの評価＞



※グラフの「1-(1)」等は、先頭の数字が『基本目標』、後の数字が『基本施策』を表す

## 4 計画策定にあたっての主要課題

主要課題 1	<b>中長期的展望を踏まえた計画づくり</b>
	<p>団塊の世代全体が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年に向けて、高齢者人口が増加していく中で、要介護認定者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯などの増加等が想定されます。こうした中長期的展望を踏まえた上で、今後3年間に達成すべき目標・取組等を明らかにすることが求められます。</p>
主要課題 2	<b>地域包括ケアシステムの明確化</b>
	<p>令和7年が目前に迫る中で、全世代・全員活躍のまちづくりの実現に向け、本町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を急ぐ必要があります。</p> <p>中長期的展望を踏まえた段階的な地域包括ケアシステムの構築・機能の充実に向けて、その具体的な機能やその整備時期等を明らかにするとともに、その中核的役割を担う地域包括支援センターの機能強化とその役割の周知の推進が重要です。</p>
主要課題 3	<b>健康づくり・介護予防の推進</b>
	<p>70歳までの就業機会の確保等、社会的にも高齢者の活躍が求められている中で、本町が掲げる全世代・全員活躍のまちづくりの実現をめざすためにも、介護予防につながる健康づくりや交流の場の充実、介護予防事業の周知等の推進が必要です。</p>
主要課題 4	<b>認知症高齢者支援策の充実</b>
	<p>今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症の人を地域で支えていけるように、認知症に関する正しい知識の普及や、認知症の早期発見・早期対応につながる支援体制の構築等、総合的な取組の推進が必要です。</p>
主要課題 5	<b>自立した日常生活の実現に向けた支援</b>
	<p>高齢になっても、住み慣れた地域の中で自立して生活できるように、介護保険サービス等の充実に向けた介護人材の確保、ニーズの高い外出支援等を中心とした町独自のサービスの充実・利用促進の取組等、幅広い検討・推進が求められます。</p>
主要課題 6	<b>安全・安心な暮らしの確保</b>
	<p>近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害の発生に備えるとともに、新しい生活様式にも対応した交流等の高齢者の社会参加のあり方を検討する等、安全・安心な暮らしにつながる視点を持つことが重要です。</p>



## **第3章 計画の基本的な考え方**



# 1 基本理念

## 〈基本理念〉

# ふれあいと支え合いで 高齢者が幸せに暮らせる 健やか長寿のまち・久御山

第8次計画においては、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、高齢者が健康寿命を延ばし、活動的で、いきいきと明るく暮らせることをめざしてきました。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で、人との交流を楽しみ、あたたかなふれあいやつながりの中で暮らし、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が安心して生活できるような社会づくりを進めてきたところです。

この間、国が地域共生社会の実現に向けてさまざまな制度改正等を進める中で、本町においても令和元年度に全世代・全員活躍型『生涯活躍のまち』構想を策定するなど、高齢者が「受け手側」に固定されることなく、これまで以上に健康で生きがいを持って日々いきいきと暮らし、介護予防や「支える側」として社会参加が促進されるような方向性を示してきました。

こうした流れを受けて、本計画においても、地域共生社会の実現に向けて、中長期的な視点で、将来的に高齢期を迎える世代も含め、生涯にわたって健康で幸せに暮らせるまちづくりを進める必要があります。

そのためにも、第8次計画の中で整備を進めてきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進することが求められており、これまで以上に「地域の力」を高め、地域の中でさまざまな課題を解決していくことが重要です。

こうした点を踏まえ、本計画の基本理念は、第8次計画の基本理念を継承することとします。

## 2 基本目標

本計画の将来像である『ふれあいと支え合いで高齢者が幸せに暮らせる健やか長寿のまち・久御山』を実現するため、次の5つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 安心して暮らすための環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる社会づくりが求められています。そのため、地域包括ケアシステムの深化をめざし、その中核的な機能を担う地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、保健・医療・介護・福祉の連携を強化し、包括的・継続的なケア体制の深化・推進を図ります。また、高齢者の日常生活を支援するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じて、事業所、ボランティア等の多様な事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

さらに、地域団体やボランティア活動等と連携し、ひとり暮らし高齢者等の見守りや支援、暮らしやすい環境の整備、防犯や防災に関する取組、交通安全対策等を進めていきます。

### 基本目標2 介護予防と生きがいつくりの推進

生涯活躍のまちを実現するためには、健康寿命の延伸に向けた健康の保持・増進とともに、生きがいを持って暮らすことができるようにすることが重要です。

そのため、介護認定を受ける要因となりうる生活習慣病の予防や健康づくり対策を、関係団体や地域住民と一体となって進めるとともに、介護予防や介護の重度化抑制に向けて、一般介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業、食育の推進など、自立支援・介護予防の効果的な推進を図ります。

加えて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についても取り組んでいきます。

また、新しい生活様式等も踏まえ、高齢者の学習ニーズに対応した学習機会の提供や成果を発表できる機会の提供を進めるとともに、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技術などを生かして活躍できるように、関係団体や関係機関等と連携し、地域活動や世代間交流、雇用・就労の機会の提供を進めます。

### 基本目標3 認知症対策の推進

高齢化の進行とともに、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で暮らし続けることができる社会の実現が求められます。

そのため、住民が認知症についての正しい知識と理解を深めることができるよう、啓発に取り組みます。また、早期発見や早期からの適切な診断や対応が行えるよう、「認知症初期集中支援チーム」による体制強化やかかりつけ医の認知症対応力向上を促進するとともに、認知症の状態に応じた適切なサービス提供体制の確立、家族介護者への支援、地域での見守り体制整備を進めます。

#### **基本目標 4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進**

高齢化が進む中で、高齢者の孤立死や高齢者虐待などの問題が顕在化しています。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）等も踏まえ、高齢者が支援や介護の必要な状態になっても、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活ができるようにすることが必要です。

そのため、支援や介護を必要とする高齢者等が、必要な時に適切にサービスを利用できるよう、利用支援や財産管理などの権利擁護事業及び成年後見制度の普及や利用促進を進めます。

また、高齢者虐待は重大な人権侵害であることから、広く住民に啓発し、虐待の防止と早期発見に努めるほか、相談窓口の充実を図り、早期に被害者や養護者の支援を進めます。

#### **基本目標 5 介護サービス等の充実**

高齢者が支援や介護を要する状態になっても、家族や親しい人たちと、住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続するためには、介護サービス等の公的な支援も重要です。

そのため、高齢者が安心して質の高い介護保険等の必要なサービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減など利用者支援の仕組みを充実します。

また、給付の適正化やサービス提供事業者に対する指導・助言の強化、介護人材の確保や介護従事者に対する研修の充実など、サービス全体の質の向上に向けた取組を推進し、持続的な介護保険制度の推進に取り組みます。

### 3 地域包括ケアシステムの深化・推進

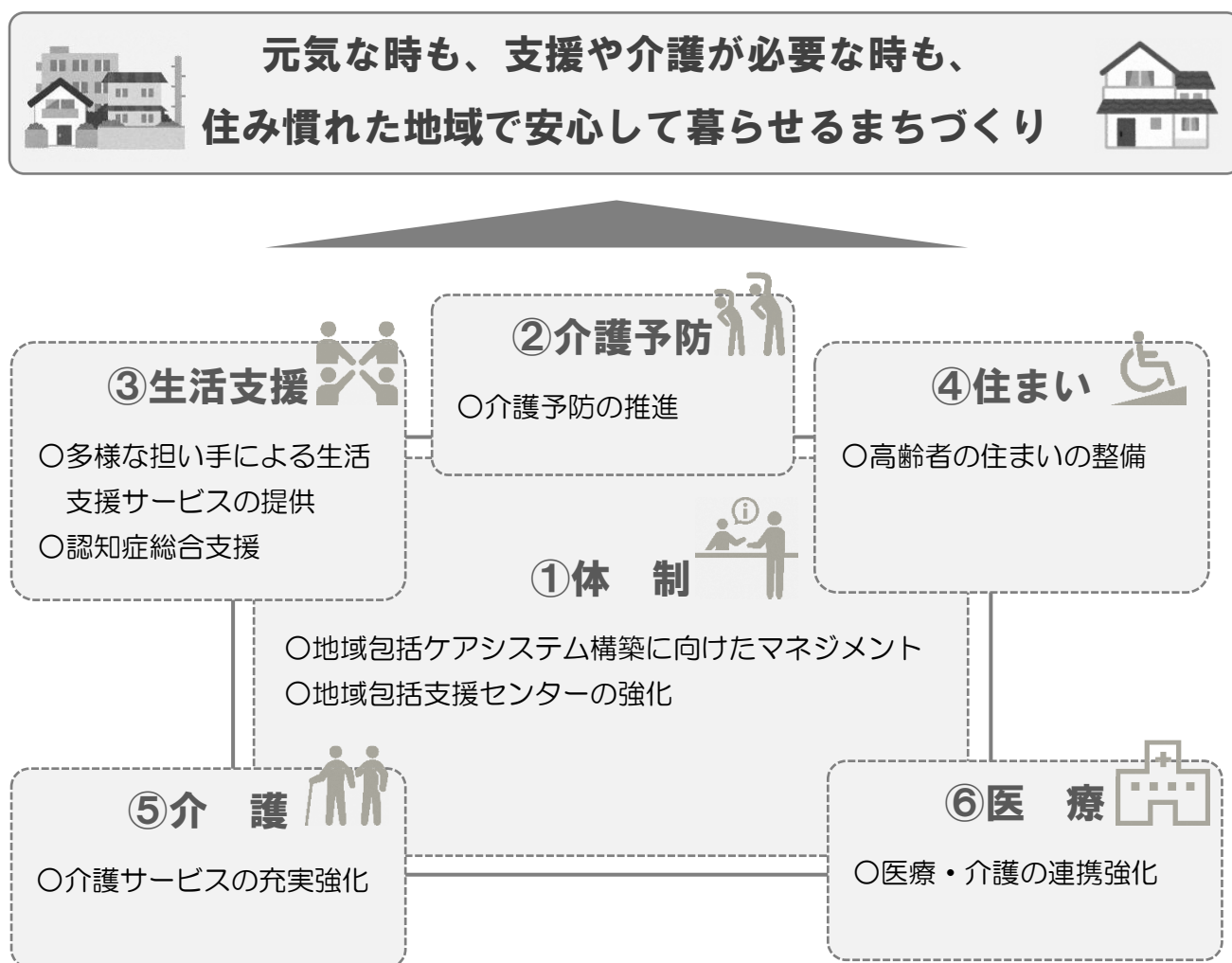
団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、国が示す地域包括ケアシステムのモデルを踏まえ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められています。

そうした状況を踏まえ、本町においては、本計画を地域包括ケア計画として位置づけ、「元気な時も、支援や介護が必要な時も、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」をめざして、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

本計画を引き続き地域包括ケア計画として位置づけるとともに、さらなる構築と充実に向けた取組を進めていきます。

#### (1) 久御山町の地域包括ケアシステム

久御山町における地域包括ケアシステムは、「体制」「介護予防」「生活支援」「住まい」「介護」「医療」の6つの枠組みで構築・充実し、「元気な時も、支援や介護が必要な時も、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の実現につなげていきます。



## (2) 地域包括ケアシステムを構成する機能・取組等の整備状況と今後の予定

地域包括ケアシステムを構成する6つの枠組みごとの機能・取組等の整備の時期については、次のように想定しています。

地域包括ケアシステムのあり方は、時代や社会状況の変化等によって、今後も必要に応じて検討・変更していく必要があり、ここで示す内容はあくまで現時点の想定です。

また、それぞれの仕組み・機能について、次の表中で「整備時期」を示していますが、あくまで必要最低限の機能等の整備時期であり、整備後も適宜、強化・充実を検討していきます。

地域包括ケアシステムを構成する 仕組み・機能	取組の地域単位			整備時期		
	圏域 (山城北圏域)	町全体 (日常生活圏域)	小地域 (自治会等)	～第8次 (整備済)	第9次 (R3～5)	第10次 (R6～8)

### ①体制

地域包括ケアシステム構築に向けたマネジメント						
地域包括ケアシステムの主な対象者数(ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等)の把握と見込み		○		○		
地域包括ケアシステムのめざす将来像や方針、目標の設定		○			○	
地域包括ケアシステムのめざす将来像や方針、目標の住民周知		○			○	
地域包括ケアシステムの構築の進み具合を評価する組織・仕組みの構築		○				○
地域包括支援センターの強化						
地域包括支援センターの設置		○		○		
24時間365日相談を受ける体制の整備		○		○		
地域ケア会議の開催		○		○		
地域のインフォーマルなサービスも含め介護保険・保険外のサービスの把握・情報提供の実施		○			○	
困難ケースについて議論する場の設置		○		○		

地域包括ケアシステムを構成する 仕組み・機能	取組の地域単位			整備時期		
	圏域 (山城北圏域)	町全体 (日常生活圏域)	小地域 (自治会等)	～第8次 (整備済)	第9次 (R3～5)	第10次 (R6～8)

## ②介護予防

介護予防の推進						
一般高齢者を含めて利用できる介護 予防の場・サービス（民間事業者による サービスを含む）の整備		○		○		
一般高齢者を含めて利用できる住民 主体の介護予防の場・サービスの整備		○			○	
介護予防対象者を網羅的に把握する ための取組		○			○	
運動器の機能向上・栄養改善・口腔機 能の向上・閉じこもりの予防・認知機 能の低下抑制・うつ予防のすべてにつ いての介護予防事業の実施		○		○		
健康づくりや介護予防に係るポイン ト制度（介護支援ボランティア制度 等）の実施		○		○		

## ③生活支援

多様な担い手による生活支援サービスの提供						
生活支援の体制整備を図るための生 活支援コーディネーターの配置		○		○		
多様なサービス主体間の情報共有・連 携強化の場として協議体の設置		○	○	○		
生活支援を担うボランティアの養成		○			○	
高齢者の移動支援（買い物、通院等） の取組（コミュニティバス、乗り合い タクシー等）		○		○		
ひとり暮らし高齢者の見守り・声かけ 等の取組（民生委員・児童委員以外）		○	○	○		
認知症総合支援						
認知症初期集中支援チームの設置		○		○		
認知症地域支援推進員の設置		○		○		
認知症カフェの設置		○		○		
認知症サポーター養成講座の学校・企 業等での実施		○		○		
市民後見人の養成		○				○



地域包括ケアシステムを構成する 仕組み・機能	取組の地域単位			整備時期		
	圏域 (山城北圏域)	町全体 (日常生活圏域)	小地域 (自治会等)	～第8次 (整備済)	第9次 (R3～5)	第10次 (R6～8)

#### ④住まい

高齢者の住まいの整備						
民間賃貸住宅への入居に関する高齢者への支援策	○	○		○		
高齢者向けの住宅相談の機会や窓口等の設置	○	○				○
高齢者等の安心な住まいに関する地域住民への啓発活動	○	○				○

#### ⑤介護

介護サービスの充実強化						
地域密着型サービスの計画的整備		○		○		
中核的サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備		○		○		
事業所の参入に対する独自支援策		○				○
介護人材の育成・確保に関する取組の実施	○				○	

#### ⑥医療

医療・介護の連携強化						
医療・介護の関係者の参加によるネットワークの構築、情報共有を行う協議会等の設置	○			○		
在宅医療連携拠点の設置	○			○		
医療・介護の関係者、多職種による事例検討や合同研修の実施	○			○		
医療・介護の連携へのICTの活用	○					○
在宅医療（退院後の生活や在宅での看取りなど）に関する地域住民への啓発活動	○			○		

## 4 施策の体系

本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標・施策目標と、これに基づく事業について、次に体系図として示します。

基本理念	基本施策	事業
ふれあいと支え合いで高齢者が幸せに暮らせる健やか長寿のまち・久御山	<b>基本目標1 安心して暮らすための環境の整備</b>	
	(1) 地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センターの機能強化
	(2) より身近な地域における包括ケアと在宅医療・介護連携の推進	①より身近な地域における包括ケアの推進 ②在宅医療・介護連携の推進
	(3) 安全で安心な生活環境づくり	①生活環境の整備 ②防災・防犯・交通安全対策の推進
	<b>基本目標2 介護予防と生きがいづくりの推進</b>	
	(1) 健康づくりと生活習慣病予防の推進	①健康づくりの推進 ②生活習慣病予防の推進
	(2) 総合的な自立支援・介護予防の推進	①一般介護予防事業の推進 ②介護予防・生活支援サービスの充実
	(3) 社会参加の促進	①地域活動への参加促進 ②雇用・就労支援の推進
	<b>基本目標3 認知症対策の推進</b>	
	(1) 認知症の発症予防・早期発見の体制整備	①認知症の発症予防・早期発見の体制整備
	(2) 認知症高齢者や家族への支援体制の整備	①認知症高齢者や家族への支援体制の整備
	(3) 認知症高齢者に対する介護サービスの充実	①認知症高齢者に対する介護サービスの充実
	<b>基本目標4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進</b>	
	(1) 高齢者虐待防止の推進	①高齢者虐待防止の推進
	(2) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進	①高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
	<b>基本目標5 介護サービス等の充実</b>	
	(1) 介護サービスの充実	①介護サービスの充実
	(2) 自立生活へ向けた取組の推進	①自立生活へ向けた取組の推進
	(3) 介護者への支援体制の充実	①介護者への支援体制の充実 ①介護支援専門員に対する指導及び支援の推進 ②介護給付の適正化の推進
	(4) 介護保険事業の適正・円滑な推進	③適正な要介護等認定の推進 ④低所得者に配慮した対応 ⑤介護保険制度の周知

## **第4章 高齢者保健福祉施策の推進**



## 基本目標 1 安心して暮らすための環境の整備

目標指標	単 位	実 績		目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
地域ケア会議の開催件数割合 (会議の開催件数/受給者数)	%	0	0.3	2.0	2.0	2.0
地域ケア会議における個別事例の検討件数 割合(個別事例の検討件数/受給者数)	%	0	0.6	4.0	4.0	4.0

※R2値は実績見込み

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### ①地域包括支援センターの機能強化

##### (i) 関係機関との連携強化 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	京都地域包括ケア推進機構をはじめ、医療・介護・福祉・保健等の関係機関と連携を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。
今後の方針	今後も継続して地域ケア会議を開催する等、連携の強化に努め、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

##### (ii) 職員体制の強化 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】 <★重点>

取組内容	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員などの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動が十分に行えるよう人員を確保し、職員体制の強化を図ります。
今後の方針	これまでの流れを踏襲しながら、新しい地域福祉を住民とともに進めるために、ニーズやサービスを発掘するとともに職員体制の強化に努めます。

##### (iii) 相談体制の充実 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	相談の総合窓口として、さまざまな生活課題のある高齢者に対する相談体制の充実を図ります。
今後の方針	引き続き、行政や地域、事業所、地域包括支援センターが連携し、住民の相談を受け、迅速な支援につなげることができるよう、体制を構築します。

##### (iv) 地域住民への周知 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	広報紙やパンフレットの配布、ホームページの活用、自治会等への説明、出前講座の活用など、あらゆる方法・機会を通じて地域包括支援センターの周知に努めます。
今後の方針	住民の理解と安心を広げるために広報活動は重要であることから、今後もホームページ等を活用し、これまで以上に地域包括支援センターの広報・周知活動に力を入れていきます。

## (2) より身近な地域における包括ケアと在宅医療・介護連携の推進

### ①より身近な地域における包括ケアの推進

#### (i) 地域ケア会議・地域包括ケア推進会議の開催 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

##### <★重点>

取組内容	多職種協働による地域ケア会議・地域包括ケア推進会議を開催し、個別事例の検討を通じて、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワーク推進に努めます。
今後の方針	個別事例の検討については地域ケア会議、地域における課題に対する取組などについては地域包括ケア推進会議を開催し、地域包括支援ネットワークの推進を図り、スムーズな課題解決ができるように努めます。

#### (ii) 絆見守りネットワーク事業の強化 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】<★重点>

取組内容	企業や事業所、地域住民が主体となった地域での高齢者等の見守り活動に、防災・防犯等の視点を加えた絆見守りネットワークを拡大し、町や教育委員会、企業等町内のさまざまな見守り関係団体が情報共有と綿密な連携を図ることができる関係づくりを推進し、その取組を強化します。
今後の方針	相談窓口の担当部署や見守り事業所、住民などの連携により、ネットワーク体制のさらなる強化・拡大に努めます。

#### (iii) 企業や事業所による見守り活動の推進 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	企業の社会貢献活動として、高齢者等に対して「さりげない見守り」活動を行い、いつもと様子が違う場合は連絡するなどの活動を通じて企業と福祉のネットワークづくりを推進します。 また、多くの住民や事業所などに見守りのアンテナとなってもらえるように、啓発や研修の機会を提供します。
今後の方針	見守り協力事業者登録数、相談件数ともに増加しており、より一層、見守り協力事業所の発掘に努めるとともに、高齢者が多く住むURに属する会社や事業所に活動協力を求めていくなど、ネットワークづくりを推進します。

#### (iv) サロン活動の支援と地域情報の共有 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】<★重点>

取組内容	地域住民の交流の場として、集会所等を利用した「ミニデイサービス(いきいきサロン)」や「ふれあいサロン」活動を支援し、地域の情報共有から課題解決につなげます。
今後の方針	高齢者サロンについて、既存のサロンの支援に加え、未実施の地域への働きかけや、住民主体の活動への移行などを推進します。

### (v) 地域での福祉講座の開催 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	介護保険制度や認知症等に関し、町内介護・福祉事業所において研修を受け入れ、地域住民の知る機会を増やします。
今後の方針	今後も社会福祉協議会の枠組みに捉われず、地域全体の取組として進めます。

## ②在宅医療・介護連携の推進

### (i) 在宅医療・介護連携の推進 【住民福祉課】

取組内容	宇治久世医師会の協力のもと、在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、多職種協働による連携を進めます。
今後の方針	在宅医療・介護連携コーディネーターが中心となり、在宅での看取りの希望の実現に向けた訪問看護サービスなどの居宅サービス等について検討するなど、引き続き、多職種協働による体制の構築と取組を進めます。

### (ii) 在宅療養あんしん病院登録システムの周知 【住民福祉課】

取組内容	あらかじめ必要な情報を登録しておくことで、在宅での対応が困難になった時に、スムーズに病院を受診し、必要に応じて入院できる「在宅療養あんしん病院登録システム」の周知に努め、早めの対応により病状の悪化や身体の働きの低下をできるだけ防ぎ、在宅生活を続けることを支援します。
今後の方針	夜間・休日における患者病状急変時の対応システムであるものの、住民の認知度が低いことから、今後は、宇治久世医師会と連携し、在宅療養あんしん病院登録システムの周知に努めます。

### (iii) 「継続的なケア」の実現 【住民福祉課】 <★新規>

取組内容	町内の医療機関や介護福祉施設との連携強化を図り、急性期から回復期、生活維持期まで、必要なケアステージに合わせた一貫的なケアを受けることができる体制を構築することで、「継続的なケア」の実現をめざします。
------	--

## (3) 安全で安心な生活環境づくり

### ①生活環境の整備

#### (i) 福祉のまちづくりの推進 【行財政課・都市整備課】

取組内容	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「京都府福祉のまちづくり条例」等の普及と、これに基づく公共施設等のバリアフリー化を促進します。
今後の方針	関係課等と連携し、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインについての考え方の普及に努めるとともに、公共施設等のバリアフリー化の促進に努めます。

(ii) 快適な道路空間の維持管理 【都市整備課】

取組内容	交差点部分の段差解消、勾配の緩和や視覚障害者誘導ブロックの設置などの整備を進めるとともに、地域住民と協働で不法投棄や違法駐車などの排除などに努め、すべての人が安全・快適に通行できるような道路空間の維持管理に努めます。
今後の方針	歩道の段差の解消や、道路パトロールを通じた不法投棄や迷惑駐車対策の実施など、引き続き、高齢者を含むすべての人が安全・快適に通行できるような道路空間の維持管理に努めます。

(iii) 利用しやすい移動手段の確保 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	高齢者が行動圏を広げられるよう、低床バスやリフト付きタクシーの普及を要請し、利用しやすい公共交通の充実に努めるとともに、社会福祉協議会にて「ささえ愛サービス」を実施し、移動手段の確保に努めます。 また、自由に買い物に行けない高齢者を対象として「買い物送迎サービス」を実施します。
今後の方針	移送サービス、買い物送迎サービスについては、住民生活にとって必要な支援であり、今後も継続した実施と状況に応じたサービスの拡充を検討します。 特に買い物送迎サービスについては、運行回数や利用者の増加などを進めるためにも、職員による運転等への変更と必要な町からの補助等を検討します。

(iv) のってこ優タクシーの周知・利用促進 【住民福祉課】 <★重点>

取組内容	路線バスへの乗車が困難な、交通弱者を対象に、のってこタクシー制度を活用した、「のってこ優タクシー」の運行を実施します。 要介護認定者、65歳以上の移動困難高齢者等を対象に優タクシーの登録を行っています。(令和2年7月末登録者数 324名)
今後の方針	今後も、広報等で幅広く周知し、利用促進に努めます。

(v) 新型コロナウイルス感染症への対応 【住民福祉課】 <★新規>

取組内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧される中で、孤立しがちな独居等の高齢者世帯に対して、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し高齢者の見守り活動を行う等、外出を控える高齢者等の生活を支援します。
------	--

(vi) 公営住宅における高齢者向け住宅の確保 【住民福祉課】

取組内容	府営住宅や公的住宅における高齢者向け住宅の確保に向け、働きかけを行います。
今後の方針	引き続き、府営住宅における高齢者向け優先申し込みの窓口として業務を行うとともに、独立行政法人都市再生機構へも高齢者の住宅の確保に向けた働きかけを進めます。



**(vii) 高齢者住宅改造助成事業の実施 【住民福祉課】**

取組内容	高齢者が在宅での日常生活を維持するため、住宅改修に要する経費の一部を助成することにより、日常生活を支援します。
今後の方針	引き続き、高齢者の日常生活を支援するため、生活支援高齢者の住宅改修に対して一部助成を実施します。

**(viii) 養護老人ホーム入所措置事業の実施 【住民福祉課】**

取組内容	身体的・精神的理由や経済的理由により、安定した生活を送ることが困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへの入所措置を行います。
今後の方針	引き続き、高齢者が安定した生活を送ることができるよう入所措置事業を実施します。

**②防災・防犯・交通安全対策の推進****(i) 防災対策・安全対策の充実 【総務課・消防本部】**

取組内容	高齢者世帯への防火訪問などにより、出火防止や避難方法などについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置、防災製品の使用について普及・啓発します。 また、防災知識の普及を目的とした防災訓練や出前講座の開催、避難場所などの周知に努めます。
今後の方針	引き続き、高齢者世帯への防火訪問、防災訓練を実施や出前講座の開催により、住民の防災への関心、意識の向上を図ります。

**(ii) シルバーライフライン等の充実 【総務課・住民福祉課】**

取組内容	急病や火災などの緊急事態発生時に、受信センターを通じ消防署に通報するシルバーホンの設置や家具転倒防止器具設置事業を推進します。
今後の方針	引き続き、緊急事態発生に24時間対応できるシルバーホンや家具転倒防止器具設置事業を推進します。

**(iii) 地域防災力の向上 【総務課】**

取組内容	自主防災リーダー研修会の開催等により自主防災組織の育成と組織の強化・充実を推進するとともに、地域住民や自主防災組織などで高齢者の安否を確認するネットワークづくりを進めます。
今後の方針	地域の自主防災組織の防災力向上のため、引き続き、自主防災リーダー研修会を開催するとともに、防災備品購入等補助などの支援を行います。

(iv) 大規模災害発生時の対応 【総務課】

取組内容	大規模災害発生時に迅速な対応ができるよう、平時から防災関係機関との連絡体制や顔の見える関係づくりに努めるとともに、住民に避難情報等の防災情報を迅速かつ正確に伝達するため、同報系防災行政無線や登録型戸別受信システムを運用します。 また、1人で避難することが困難な要支援者の名簿を作成するとともに、災害時に活用できるように関係機関による情報共有を行います。
今後の方針	引き続き、関係機関との連携に努めるとともに、防災情報の迅速な伝達のために無線等の各種システムを運用します。また要支援者名簿についても、災害時に活用できるよう、今後も関係機関と情報共有を行い適切な運用に努めます。

(v) 災害ボランティアセンター運営事業 【久御山町社会福祉協議会】 <★重点>

取組内容	災害時に地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、ボランティアを希望する個人や団体の受け入れ調整、支援が必要な人とのマッチングを行います。
今後の方針	今後も、防災訓練への出展時の啓発や、定期的な運営の訓練を行うとともに、非常時にスムーズに活動を進めるために備品の購入等の支援を検討します。

(vi) 安心できる生活の支援 【産業課】

取組内容	高齢者を狙った悪質商法などによる消費者被害に合わないよう、広報紙や講座などで呼びかけるとともに、今日的な消費者トラブルの情報を提供します。 また、振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪等に関する相談体制の充実に努めます。
今後の方針	引き続き、消費者トラブルに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。

(vii) 交通安全の啓発 【都市整備課】

取組内容	警察や交通安全対策協議会、シニアクラブ連合会などと連携して、高齢者を対象とした交通安全教室を開催するなど、交通安全への意識啓発に努めます。
今後の方針	引き続き、さまざまな機会を通じた交通安全への意識啓発に努めます。

(viii) 運転免許証自主返納支援事業 【都市整備課】

取組内容	高齢者等による交通事故を減少させるため、高齢者等の運転免許証の自主返納を支援（3,000円分のI COCA又はのってこタクシー回数券を進呈）します。
今後の方針	申請は順調に増えており、今後も継続して事業を実施します。

## 基本目標 2 介護予防と生きがいつくりの推進

目標指標	単 位	実 績		目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
通いの場（＝介護予防運動教室）に参加する高齢者の割合 ※国の基本指針ではR7までに8%	%	0	0	5.0	6.0	7.0
高齢者の就労的活動（シルバー人材センター会員登録者数）の伸び率	%	107	105	102	103	104
歩くまちくみやま登録高齢者数（累計）	人	—	—	300	500	700

※R2値は実績見込み

### （1）健康づくりと生活習慣病予防の推進

#### ①健康づくりの推進

##### （i）各種教室を通じた取組の推進 【国保健康課】

取組内容	健康教室やミニデイサービス等での健康教育を通じて、栄養・食生活、身体活動・運動など健康増進に関する知識の普及等に取り組みます。
今後の方針	引き続き、保健師や栄養士がミニデイサービスに出向き健康増進に関する知識の普及等に取り組むとともに、介護予防事業と連携した高齢者の健康支援を実施します。

##### （ii）歩くまちくみやまの推進 【国保健康課】 <★新規>

取組内容	歩くまちくみやまを推進することで、日常生活にもっと「歩く」を町全域に根付かせ、「歩きたくなる」環境を整備することにより「歩く人」を増やし、歩くことにより、住民の生涯にわたる心身の健康づくりと病気・介護の予防につなげていきます。
------	---

##### （iii）健康づくり活動への支援 【国保健康課】

取組内容	住民の健康づくりに資するため活動している自主グループを支援します。
今後の方針	ゆる体操クラブの活動については、支援を継続しながら、普及啓発の強化を図ります。

##### （iv）歯周疾患予防の推進 【国保健康課】

取組内容	生涯自分の歯で食事を摂ることができるよう、歯の喪失原因となる歯周疾患の早期発見・予防を図るため、成人歯科健診を実施します。
今後の方針	歯周疾患の早期発見・予防を図るため、歯科健診の受診勧奨を行うとともに、歯周病予防の必要性や方法などの知識の普及に努めます。

**(v) たばこの害についての啓発 【国保健康課】**

取組内容	主な原因が喫煙であるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）についての理解や予防方法などを周知するとともに、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響などの情報を提供します。
今後の方針	今後も、肺がん・結核検診などを通じて、たばこが与える害についての情報提供に努めます。

**(vi) 食生活改善推進員の養成・育成 【国保健康課】**

取組内容	地域において食生活の改善や食育を推進していく上で大きな役割を担う、食生活改善推進員の養成・育成を行うとともに、食生活の改善を中心とする地域での健康づくり活動を支援します。
今後の方針	3年に1度、食生活改善推進員養成講座を実施します。 また、食生活改善推進員の資質向上のための研修を実施します。

**(vii) 食に関する取組と情報提供 【国保健康課】**

取組内容	健康教育や健康相談、ホームページ等により、食に関するさまざまな情報を効果的に発信します。
今後の方針	食育月間である6月のパネル展示等により、生涯を通じて望ましい食事ができるよう食に関する啓発を推進します。

**(viii) 食を通じた交流の場の提供 【国保健康課】**

取組内容	長寿食教室やひとり暮らし高齢者料理教室などを実施し、人と一緒に料理を作り、一緒に食べる場を提供します。
今後の方針	生涯を健康でいきいきと過ごすため、長寿食教室などを通じて、バランスのとれた食事と共食の楽しさを提供します。

**②生活習慣病予防の推進**

**(i) 健康教育・相談の実施 【国保健康課】**

取組内容	生活習慣病の予防等に関する正しい知識の普及に努め、健康の保持・増進を図るとともに、個別の健康相談に応じ、必要な助言や指導等を行います。
今後の方針	健康教育・相談のさらなる充実を図るため、健康教室を継続して実施します。

**(ii) 健康手帳の交付 【国保健康課】**

取組内容	健康診査の結果等を記録することで、みずから継続的な健康管理ができるよう、希望者に健康手帳を交付します。
今後の方針	Web版を活用しながら、希望者へは健康手帳を交付するなど、引き続き、住民がみずから取り組む健康管理を支援します。

### (iii) 訪問指導の実施 【国保健康課】

取組内容	特定健康診査等の結果、保健指導が必要であると認められる人やその家族を保健師や栄養士が訪問し、必要に応じた指導及び助言を行います。
今後の方針	保健師や栄養士による個別指導は有効な手段であるため、引き続き、取り組みます。

### (iv) 各種健（検）診の実施 【国保健康課】

取組内容	身体の状態を定期的にチェックできるよう、特定健康診査や各種がん検診等を実施するとともに、さまざまな機会を通じて効果的に受診を勧奨します。
今後の方針	受診率の低い層に対する個別受診勧奨通知やより効果的なアプローチの方法などを検討し、受診率向上に向けた取組を強化します。

## (2) 総合的な自立支援・介護予防の推進

### ① 一般介護予防事業の推進

#### (i) 介護予防教室の実施 【住民福祉課】

取組内容	介護予防拠点施設であるいきいきホールを中心に、より充実した運動教室や筋力トレーニングのメニューを検討し、多くの高齢者が利用できるよう他の公共施設や集会所等に出向いた介護予防教室を実施します。
今後の方針	いきいきホール等で実施する筋力トレーニングや各種運動教室の効果を検証し、その結果を広く周知することで、利用者の増加や意識の高揚を図り、より効果的な介護予防・重度化防止の推進を図ります。

### 【コラム】 健康センターいきいきホール



※いきいきホール（外観）

介護予防の拠点となる施設として、各種トレーニングマシン・バイクその他健康器具を用意しています。町内の40歳以上の方ならいつでも利用いただけますので、健康の維持と増進にお役立てください。

#### 【利用料金】

◇40～59歳：1回200円

◇60歳以上：1回100円

※トレーニングルームの使用及び介護予防教室参加料



※トレーニングルーム

(ii) 通所型介護予防事業の実施 【住民福祉課】 <★重点>

取組内容	介護予防事業対象者等が要支援・要介護状態になることを予防するために、地域の集会所などにおいて、運動機能の向上を中心とする介護予防プログラムを実施します。
今後の方針	今後は介護予防運動教室を短期集中型の運動機能改善に特化した内容とすることで、要支援等の高齢者の機能改善につなげるとともに、全地域（自治会）で実施できるよう引き続き周知・啓発に努めます。

(iii) 保健事業と介護予防の一体的な実施 【住民福祉課】 <★新規>

取組内容	生活習慣病等の重症化予防対象者の介護予防運動教室への参加を促し、医療専門職が継続的な健康相談を実施します。 介護予防運動教室に、特定健診や国保給付データから抽出されたハイリスク群、予備群などの対象者の参加を促し、介護予防を図りながら生活習慣などの改善に努めます。
------	--

②介護予防・生活支援サービスの充実

(i) 訪問・通所型サービスの提供 【住民福祉課】

取組内容	要支援者等に対し、掃除・洗濯などの訪問型支援サービスや、機能訓練や集いの場などの通所型支援サービスを提供します。
今後の方針	引き続き総合事業として提供します。また、今後は、緩和型サービスや住民主体サービスなどについて検討を進めます。

(ii) 生活支援コーディネーターの配置 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	久御山町社会福祉協議会へ委託し、生活支援コーディネーターを配置することで、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を推進します。
今後の方針	今後も、生活支援コーディネーターにより生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を推進します。

(iii) 生活支援サービスの実施・充実 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】 <★重点>

取組内容	生活支援が必要な高齢者に対し、ホームヘルプサービス事業やデイサービス事業などを実施します。 また、住民参加型在宅福祉サービス事業「ささえ愛サービス」をはじめ、久御山町社会福祉協議会やシルバー人材センターが実施するさまざまなサービスを活用し、高齢者の生活支援を図ります。
今後の方針	人材の確保については、民間事業者のみで行えることに限りがある中で、介護サービスだけでなく、まちづくり全体の課題とする必要があります。 今後も行政と関係団体が連携し、高齢者のゴミ出しなどをボランティアで支援する仕組みの構築を検討し、介護職員の負担軽減につなげる等、サービスの実施と充実に努めます。

**【参考】久御山町の地域資源（保険外サービス）**

区分	社会福祉協議会	介護事業所	シルバー 人材センター	生活協同組合	地縁団体等
日常的な家事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ささえ愛サービス</li> <li>・ボランティア給食</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンコイン事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの助けあいの会</li> </ul>	
安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絆ネットワーク事業</li> <li>・福祉サービス利用援助事業</li> <li>・傾聴サロン（傾聴ボランティア）</li> <li>・終い支度セミナー</li> <li>・男ひとりの料理教室</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの助けあいの会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアクラブ活動</li> <li>・自治会活動</li> </ul>
外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ささえ愛サービス</li> <li>・買い物送迎サービス</li> <li>・車いす貸し出し</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンコイン事業</li> </ul>		
交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきサロン</li> <li>・ふれあいサロン</li> <li>・誰でもサロン</li> <li>・啓発型認知症カフェ（おこしやすこもればいプラザ）</li> <li>・当事者型認知症カフェ（ほほえみプラザ）</li> <li>・高齢者世帯交流会</li> <li>・ひとり暮らしの社会見学</li> <li>・ひとり暮らし老人の会「きらく会」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リエゾンカフェ</li> <li>・家族介護教室</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアクラブ活動</li> <li>・自治会活動</li> </ul>
非日常的な家事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ささえ愛サービス</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンコイン事業</li> </ul>		
ちょっとしたこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かなえもん</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンコイン事業</li> </ul>		

**（３）社会参加の促進**

**①地域活動への参加促進**

**（i）生涯スポーツの推進 【社会教育課】**

取組内容	それぞれのライフステージに応じた生きがいづくりや健康増進のため、体育協会等と連携を図りながら生涯スポーツを推進します。
今後の方針	スポーツに親しむ日（年2回）、くみやまマラソン等の実施により、引き続き、生涯スポーツの推進を図ります。

**（ii）グループ・サークル活動等の促進 【社会教育課】**

取組内容	自主的な学習活動を支援するとともに、交流・文化活動の活性化のため、グループ・サークル活動等を促進します。 また、その活動等がより充実したものとなるよう成果を発表する機会の創出に努めます。
今後の方針	久御山町文化サークル連絡協議会への加入募集及び推進や町民文化祭の開催等により、引き続き、町内のグループ・サークル活動等を促進します。

(iii) 生きがいづくり活動の支援 【住民福祉課】

取組内容	高齢者同士の交流や個人の趣味などを高める機会を増やすため、各種サークル・同好会などの社会参加を進める場の提供に努めます。
今後の方針	引き続き、高齢者が社会参加を進める場の提供に努めます。

(iv) 学校・地域等における世代間交流の促進 【学校教育課】 <★重点>

取組内容	多様で豊かな経験や培われた技能を持つ高齢者を、社会人講師として学校等に招き、子どもたちの創造力などの育成を図るとともに、福祉ボランティア教育の推進に努めます。 また、こども園、小学校や地域の行事などへ高齢者を招待し、世代間交流を促進します。
今後の方針	引き続き、高齢者による小学校での昔遊び体験やクラブ活動支援、中学校特別支援学級での紙芝居や読み聞かせ等、世代間交流の促進を図ります。

(v) 高齢者の集いの場への支援 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】 <★重点>

取組内容	地域の高齢者などを対象として、集会所に限らず自由に場所や内容を設定し、誰もが気軽に集え、定期的を開催する「誰でもサロン」活動を支援し、集いの場が増えるよう取組を進めます。
今後の方針	地縁関係とは異なる居場所づくりの取組として、自由度の高いサロン活動として「誰でもサロン」について、今後も啓発や活動場所や活動経費の確保等の支援に力を入れていきます。 また、特別養護老人ホームの施設内に設置される地域交流スペースをはじめ、町内の空き家の活用を検討するなど、高齢者が多世代と交流できる環境を整えます。

(vi) ボランティア活動の推進 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	意欲のある高齢者が、これまでに身に付けた知識や経験を生かして、ボランティアなどの社会貢献活動を行うことができるよう、社会福祉協議会が設置するボランティアバンクを活用し、意識啓発、情報提供を行います。
今後の方針	地域福祉推進の力となるボランティアの啓発については、今後も力を入れる必要があることから、社会福祉協議会の情報紙だけでなく、町の広報紙やさまざまな機会を活用し、ボランティアグループ等の情報発信や意識啓発の機会を増やしていきます。

(vii) シニアクラブ連合会の運営支援 【住民福祉課】

取組内容	高齢者のニーズに合わせた生きがいと健康づくりのため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である、シニアクラブ連合会の運営を支援します。
今後の方針	引き続き、高齢者の生きがいと健康づくりの活動をするシニアクラブ連合会に対し、補助金の交付等の運営支援を行います。



## ②雇用・就労支援の推進

### (i) シルバー人材センターの運営支援 【住民福祉課】

取組内容	高齢者の多様な就労ニーズに対応し、働くことを通じて社会参加や生きがいつくりにつなげるために活動するシルバー人材センターの運営を支援します。
今後の方針	引き続き、高齢者の多様な就労ニーズに対応できるシルバー人材センターの運営補助等の支援を行います。

### (ii) 高齢者の雇用促進 【産業課】

取組内容	働く意欲のある高齢者が、企業等において就労することができるよう、関係機関と連携を図り、情報提供に努めます。
今後の方針	ハローワークから情報収集に努めるとともに、会社説明会の実施について、引き続き、取り組みます。

### (iii) 就労に関する機関等との連携 【産業課】

取組内容	就労に関する情報提供や相談を充実するよう、ハローワーク等の専門機関と連携を図ります。
今後の方針	今後も引き続き、就労に関する情報提供の充実、ハローワークとの連携を図ります。 また、介護離職防止の観点から、職場環境の改善に関する普及啓発等の取組について、検討を進めます。

## 基本目標 3 認知症対策の推進

目標指標	単 位	実 績		目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
認知症サポーター養成講座受講者数	人	155	217	220	230	240
認知症対応型グループホームの整備施設数	件	1	1	1	1	2

※R2値は実績見込み

### (1) 認知症の発症予防・早期発見の体制整備

#### ① 認知症の発症予防・早期発見の体制整備

##### (i) 認知症に関する啓発活動の推進 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守るための役割を担う「認知症サポーター」の養成や、養成講座において講師を務める「認知症キャラバンメイト」の派遣を実施します。
今後の方針	引き続き、認知症キャラバンメイトによる勉強会や京都岡本記念病院医療関係者も含めた認知症サポーター養成講座などを実施します。

##### (ii) 認知症カフェの開催 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】 <★重点>

取組内容	認知症の人やその家族、地域住民などが気軽に立ち寄り、認知症の予防や介護に関する相談、情報交換などができる場所として「おこしやすこもれびプラザ」を開催します。
今後の方針	今後は、ボランティアや民間事業所などの経験や知識等を活かした事業として実施し、さらに充実を図っていきます。

##### (iii) 認知症予防ゲーム指導者の育成 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】 <★重点>

取組内容	認知症予防・改善の目的に、活動していただく指導者を育成します。
今後の方針	今後も会員の増加を目標に、「ハートフル」を中心に認知症予防ゲーム指導者の養成講座等を実施していきます。

##### (iv) 認知症の発症予防と早期発見・早期対応 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

##### <★重点>

取組内容	認知症に関する正しい知識や効果的な予防をするための講習会を開催し、発症予防に努めるとともに、認知症が疑われる症状が発症した場合に、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受けることができるのかを、あらかじめ示した認知症ケアパスの普及を促進するとともに、認知症初期集中支援チームを中心とした早期の対応・支援に努めます。
今後の方針	今後は、認知症専門医による教室などを開催するとともに、認知症ケアパスの活用・普及に努め、より一層、認知症予防などに関する啓発に努めます。

## [コラム] 認知症の人と家族を地域で見守り支える

### ～認知症の人と家族を地域で見守り支える～ 認知症ケアパス

認知症ケアパスとは、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の進行や状態に合わせて受けることができる「医療・介護・福祉サービス等」を示したものです。認知症は、早く気づいて発症することや、状態に応じた適切な対応をすることで、その人らしい生活を維持することができます。

趣味や好きなことに興味を示さなくなったり、



買い物に必要なものを必要な量だけを買うことができない。



何度も同じことを話したり、聞いたりする。



大切なものをどこに保管したか思い出せない。



一つでも察知すると思われる場合は、認知機能が衰え始めているサインかもしれません。主治医や地域包括支援センターに相談しましょう。

認知症になっても、まわりのサポートによって穏やかに過ごすことができます。家族だけで抱え込まないよう、福祉サービスや地域のつながりを上手に活用し、認知症の人とその家族を地域全体で見守り支えましょう。

久御山町



住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の進行や症状に合わせて、家族や身近な人の対応のポイントや、受けることができる医療・介護・福祉サービス等を分かりやすく図に表した「認知症ケアパス」を作成・配付しています。認知症に対する周囲の知識や理解が進めば、より生活しやすい環境づくりにつながっていきます。

認知症になっても、周囲の理解やサポートによって、その人らしく穏やかに過ごすことは可能です。早期の発見や適切なケアがその後の生活に大きく影響するため、地域包括支援センターでは認知症初期集中支援チームを設置し、早期の段階での対応・支援ができる体制づくりを行っています。

**認知症の早期発見・早期対応が大切です!**

今、何してたかな?

あの人誰だったかな?

最近ものがよくなるの

ここはどこかな?

このような症状でお困りではありませんか?



**ご相談お待ちしております**

認知症初期集中支援チームが対応します!

**☎075-631-0033**

〈相談受付〉月曜から金曜(祝日、年末年始を除く)  
8:30から17:15

久御山町地域包括支援センター内  
**認知症初期集中支援チーム**

久御山町島田ミスノ11番地  
地域福祉センター さつき苑内



## (2) 認知症高齢者や家族への支援体制の整備

### ① 認知症高齢者や家族への支援体制の整備

#### (i) 認知症高齢者への支援体制の構築 【住民福祉課】〈★重点〉

取組内容	認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制を構築するため、京都府が実施する「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の受講を促進します。 また、認知症高齢者への効果的な支援を行い、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター（認知症地域支援推進員）を配置します。
今後の方針	引き続き、認知症カフェを継続するとともに、認知症地域支援推進員の配置や認知症サポーターの連携等による支援体制の充実に努めます。

#### (ii) 徘徊模擬訓練の実施 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	認知症になっても地域で安心して生活ができるまちづくりに向けて、自治会や地域福祉会、シニアクラブ、地域住民の参加・協力のもと「認知症高齢者のひとり歩きを想定した模擬訓練」を実施します。
今後の方針	認知症のある方が行方不明になった場合、捜索に地域住民の力を必要とする中で、その体制づくりを進めるために、今後も模擬訓練への参加の呼びかけを行うとともに、開催方法なども実施しやすいものを検討します。

#### (iii) 相談・支援体制の充実 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	地域包括支援センターを中心とした認知症に関する相談体制を充実するとともに、徘徊行動のある認知症高齢者を見守るためのネットワークの構築に向け、関係機関との連携強化を図ります。
今後の方針	引き続き、地域包括支援センターと連携する現体制を維持しながら、相談・支援体制の充実に努めます。

#### (iv) 権利擁護の推進 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	判断能力が不十分な認知症高齢者等へ、必要かつ適切な福祉サービスの利用や日常生活の支援などを行う福祉サービス利用援助事業の周知を図り、利用を促進します。
今後の方針	今後も成年後見制度までの橋渡しとして、福祉サービス利用援助事業の役割は重要であり、利用促進に向けて専門員や生活支援員の確保と質の向上を図ります。

### (v) 家族に対する支援 【住民福祉課】

取組内容	介護者自身が心身の健康を保持することができるよう、家族介護者交流事業を実施し、介護者の負担軽減に努めます。 また、在宅で徘徊行動のある認知症高齢者を介護している家族等を対象に、位置情報の把握につながる支援を実施します。
今後の方針	今後も認知症カフェ開催時に認知症専門看護師による相談受付等の事業を継続して実施し、認知症への対応に不安を持つ家族に対し、支援を進めます。

## (3) 認知症高齢者に対する介護サービスの充実

### ① 認知症高齢者に対する介護サービスの充実

#### (i) 介護サービスの普及・啓発 【住民福祉課】 <★重点>

取組内容	認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護などの専門的なサービスについて、一層の普及・啓発に努めます。
今後の方針	住民のニーズを踏まえ、今後の整備計画を検討するとともに、サービスの普及・啓発を実施します。

#### (ii) 認知症ケアの質的向上 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	地域包括支援センター職員や介護支援専門員を対象とする研修を行い、ケアマネジメントの質の向上に努めるとともに、介護職員や訪問介護員などに対し、介護技術向上に関する研修への積極的な参加を促進します。
今後の方針	引き続き、介護支援専門員等の認知症ケアの質的向上をめざし、研修等への積極的な参加を促すとともに、地域包括支援センターにおいても、必要に応じて町内の介護支援事業所への情報提供を行っていきます。

#### (iii) 認知症対応型グループホームの整備の推進 【住民福祉課】 <★新規>

取組内容	本町の認知症対応型グループホームは、現在1箇所（9床）のみであり、今後認知症高齢者のさらなる増加が想定されることを踏まえ、サービス提供体制の充実をめざし、整備を推進します。
------	--

## 基本目標 4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

目標指標	単 位	実 績		目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
成年後見制度の申立件数	件	2	4	5	6	6

※R2値は実績見込み

### (1) 高齢者虐待防止の推進

#### ① 高齢者虐待防止の推進

##### (i) 高齢者虐待防止のための啓発活動 【住民福祉課】

取組内容	高齢者虐待に対する住民意識を高めることが高齢者虐待の防止・早期発見につながるため、講演会を開催するなどして一層の普及・啓発に努めます。
今後の方針	高齢者虐待防止のための啓発活動については、現状では実施できていないため、今後は広報紙への掲載などによる周知に努めます。

##### (ii) 高齢者虐待防止ネットワークの整備 【住民福祉課】

取組内容	虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護などを行うため、高齢者虐待防止マニュアルを作成し、虐待発生時の対応に取り組むとともに、関係機関との連携強化や必要なネットワーク体制を整備します。
今後の方針	虐待発生時において、関係機関との連携を迅速に行うための対応等を示すマニュアルの作成やネットワーク体制の整備を進めます。

### (2) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

#### ① 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

##### (i) 人権擁護相談事業の実施 【住民福祉課】

取組内容	差別やいじめなど人権侵害に対応するため、人権擁護委員による相談を行います。
今後の方針	人権擁護に関する相談窓口の開設は必要であり、引き続き、事業を実施します。

##### (ii) 地域包括支援センターによる権利擁護の推進 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	問題解決が困難な状況にある高齢者等が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、地域包括支援センターで住民からの相談に対応する等の支援を行います。
今後の方針	今後も、高齢者が安心して暮らすためのさまざまな権利を守るため、取組を推進します。

(iii) 福祉サービス利用援助事業の実施 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	判断能力に不安を抱える高齢者に対し、専門員・生活支援員による福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類管理などを行う福祉サービス利用援助事業を通じて支援をします。
今後の方針	相談及び利用希望者数が増加しているため、生活支援員の増員について検討し、引き続き、事業を推進します。

(iv) 成年後見制度の申立等の支援 【住民福祉課】

取組内容	判断能力が十分でない高齢者等が成年後見制度を活用できるよう、制度の周知や紹介、申立の支援を行います。 また、制度の理解を深め、利用を促進するため、啓発講座の開催や相談窓口の充実を図ります。
今後の方針	今後も、利用者の増加が見込まれるため、申立の支援に加え、周知や利用促進について取組を進めます。

## 基本目標 5 介護サービス等の充実

目標指標	単 位	実 績		目標値		
		R元	R2	R3	R4	R5
訪問リハビリテーションの利用率 (※要介護認定者における)	%	3.18	3.60	4.30	4.39	4.41
通所リハビリテーションの利用率 (※要介護認定者における)	%	7.02	7.21	7.25	7.30	7.35
介護給付適正化事業の実施事業数 (主要5事業のうち)	事業	3	3	3	3	4
介護給付適正化事業におけるケアプラン点 検数	件	65	70	80	90	100

※R2値は実績見込み

### (1) 介護サービスの充実

#### ① 介護サービスの充実

##### (i) 施設介護サービスの整備 【住民福祉課】

取組内容	施設入所待機者の解消に向けて、近隣市町と連携を図るとともに、「地域の拠点」となる新たな介護老人福祉施設を令和2年度中に整備します。 本計画期間中においては、施設開設後の入所待機者の推移や住民ニーズの変化を注視し、今後必要なサービスについて検討を進めます。
今後の方針	開設後は、入所待機者の増減や住民ニーズを注視し、今後必要なサービスについて検討を進めます。

##### (ii) 事業者への立入調査権の効果的な行使 【住民福祉課】

取組内容	介護サービス事業者に対して、実地指導や個別指導などを行うとともに、事業者への指導強化を図ります。
今後の方針	介護保険者として、指定期間（6年間）中に実地指導を行うとともに、必要に応じて個別指導を行います。

##### (iii) 介護サービス事業者への指導・監督 【住民福祉課】

取組内容	より質の高いサービスが提供されるよう、介護サービス事業者に対し、指定基準・運営基準などの遵守を徹底するとともに、京都府との連携のもと、指導・監督を行います。
今後の方針	引き続き、介護サービス事業者へ効果的な指導・監督ができるよう努めます。



#### (iv) 地域密着型サービスの運営状況の把握や指導・助言 【住民福祉課】

取組内容	サービス事業所の運営状況の把握を行うとともに、サービス内容に関する自己評価結果や外部機関による評価結果を活用し、指導・助言を行います。
今後の方針	引き続き、指導監査等による運営状況の把握を行い、計画的な指導・助言に努めます。

#### (v) 介護事業所等の連携・支援の充実 【住民福祉課】〈★新規〉

取組内容	介護現場における課題を多角的な視点で解決するため、町内の介護事業所職員・ケアマネジャー等が一堂に会し、学び合い意見を交換し合う場を設けます。また、介護事業所等の人材の確保のため、京都府等との連携や支援策の検討を進めていきます。
------	---

#### (vi) 介護サポーターの派遣 【住民福祉課】

取組内容	介護サービスの質の向上を図るとともに、サービス利用者とサービス事業者との信頼関係を築くため、介護サポーターを派遣します。
今後の方針	事業所に介護サポーターを派遣し、介護サービスの質の向上に努めます。今後も増員に努め、広報等で募集をしていきます。

## (2) 自立生活へ向けた取組の推進

### ① 自立生活へ向けた取組の推進

#### (i) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業の実施 【住民福祉課】

取組内容	健康保持・増進のため、保険診療の適用されない、はり・きゅうやマッサージにかかる施術費の一部を助成します。
今後の方針	福祉タクシー券申請書送付時に施術費助成券申請書を同封するなど、申請方法の利便性の向上を図り、引き続き、高齢者の健康保持・増進のための施術費の一部助成を実施します。

#### (ii) 福祉サービス診断書料助成事業の実施 【住民福祉課】

取組内容	各種の福祉サービスを受ける際に必要な医師の診断書取得にかかる費用負担を軽減するため、費用の一部を助成します。
今後の方針	今後も、福祉サービス利用時に必要となる診断書取得に係る診断書料に対し、助成を行います。

### (iii) 緊急時在宅高齢者あんしん事業の実施 【住民福祉課】

取組内容	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時の連絡手段を確保するとともに、その不安を解消するためシルバーホンを設置します。
今後の方針	令和元年度末のシルバーホン設置者数は150人であり、引き続き、新規設置の推進に向けて取り組みます。また、携帯電話のみ利用されている世帯でもシルバーホンが設置できるよう、モバイル型の導入を進めます。

### (iv) 外出支援サービス事業の実施 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	歩行が困難な高齢者や障害者に対し、福祉車両による移送サービスを提供することで、福祉サービスの利用促進や家族などの負担軽減を図ります。
今後の方針	今後も継続した実施と状況に応じた拡充に向けて、支援者の高齢化等の課題解決に取り組んでいきます。

### (v) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施 【住民福祉課】

取組内容	寝具の衛生的な管理が困難な高齢者に対し、寝具の洗濯・乾燥・消毒のサービスを実施します。
今後の方針	引き続き、寝具の洗濯・乾燥・消毒のサービスを実施します。

## (3) 介護者への支援体制の充実

### ① 介護者への支援体制の充実

#### (i) 家族介護者交流事業の実施 【住民福祉課】

取組内容	寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族を対象に、日常の介護体験などを話し合う機会や介護に関する学習及び社会見学の機会を設けるなど、心身のリフレッシュを図るため、家族介護者交流事業を実施します。
今後の方針	新型コロナウイルス拡大防止のため、令和2年度においては未開催となっている中で、感染症等への対策に留意しつつ、介護サービス事業者にチラシの配布を依頼するなど周知に努め、より多くの参加者確保に努めます。

#### (ii) 在宅高齢者おむつ等支給事業の実施 【住民福祉課】

取組内容	在宅で失禁状態にある高齢者に対し、おむつや介護用品を支給する在宅高齢者おむつ等支給事業を実施します。
今後の方針	在宅で要介護者を介護される介護者が増える見込まれる中、介護負担軽減を目的に、引き続き実施します。

#### (iii) 居宅介護者激励金支給事業の実施 【住民福祉課】

取組内容	要介護3以上の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、激励金を支給する居宅介護者激励金支給事業を実施します。
今後の方針	今後も対象となる介護者への周知に努め、慰労等を目的に、支給します。

## (4) 介護保険事業の適正・円滑な推進

### ① 介護支援専門員に対する指導及び支援の推進

#### (i) 研修の充実 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	介護支援専門員に対して、専門知識やケアマネジメント能力向上のための研修の充実、また、リハビリテーション専門職を招いた研修会等を実施しリハビリテーションの重要性・必要性の周知を図ります。
今後の方針	介護サービスの向上にとって重要な町内の介護支援専門員の資質向上を、継続して支援していくとともに、新たに作成した町のケアマネジメントに関する基本方針に基づき、リハビリテーションの重要性について周知・徹底を図ります。

#### (ii) 相談・支援の充実 【住民福祉課・久御山町社会福祉協議会】

取組内容	地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する相談や「事例検討会」の実施などを通じて、処遇困難事例の対応や支援を行います。
今後の方針	地域包括支援センターにとって重要な役割であるケアマネジャーへの支援事業の一環として、引き続き、相談・支援の充実に努めます。

### ② 介護給付の適正化の推進

#### (i) 介護給付の適正化の推進 【住民福祉課】

取組内容	介護給付費明細書等の点検や認定情報と給付情報の突合を実施するとともに、過誤請求等の点検体制強化などに努めます。
今後の方針	介護給付が適正に提供されているかについては、介護給付適正化システムにより2か月ごとに確認しており、今後も、定期的・計画的な点検体制の強化に努めます。

### ③ 適正な要介護等認定の推進

#### (i) 適正な要介護等認定の推進 【住民福祉課】

取組内容	認知症等の高齢者の認定調査については、日常生活の状況や介護の必要性を的確に調査できるよう、介護者等に同席していただく取組をさらに推進します。
今後の方針	適正な要介護等認定を推進するため、介護者等の同席を依頼していきます。

### ④ 低所得者に配慮した対応

#### (i) 介護保険料の軽減 【住民福祉課】

取組内容	65歳以上の第1号被保険者の保険料について、被保険者の負担能力に応じた、きめ細やかな所得段階数、保険料率を設定することとします。
今後の方針	第8次計画策定時に期間内におけるサービス量を適正に見込み、それに基づき保険料を決定、所得段階区分を14段階とし、負担の軽減を図っており、第9次計画においても同様に負担軽減に努めます。

(ii) 介護サービス利用料の軽減 【住民福祉課】

取組内容	介護保険法上の制度である高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給のほか、社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度により、低所得者に対する負担の軽減を図ります。
今後の方針	第8次計画同様に、第9次計画においても高額サービス費など利用者負担軽減に努めます。

(iii) 各種減免制度の周知 【住民福祉課】

取組内容	町民税非課税世帯の人が介護保険施設を利用した場合の食費や居住費の負担の軽減など、各種減免制度の周知を図ります。
今後の方針	広報紙等への掲載や個人通知により周知を進めました。引き続き、各種減免制度の周知に努めます。

⑤介護保険制度の周知

(i) 介護保険制度の周知 【住民福祉課】

取組内容	介護保険制度の仕組みや介護サービスの利用について、各種パンフレットの作成、広報紙への掲載、出前講座や制度の説明会を開催し、住民に向けての啓発と情報提供を行います。
今後の方針	今後も、介護保険制度の仕組みやサービスの種類などについて、各種パンフレットやホームページ等を活用し周知に努めます。

## **第5章 介護保険事業の推進**



## 【コラム】 介護保険について

介護保険は、次の3つの基本的な考え方に基づき、高齢者の介護を社会全体で支え合うためのしくみです。

### 自立支援

◆単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援することを理念としています。

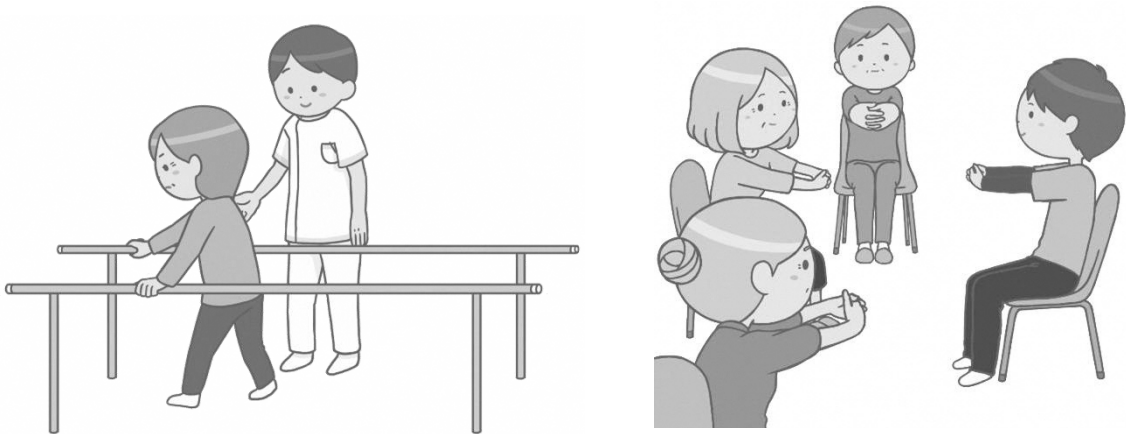
### 利用者本位

◆利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度です。

### 社会保険方式

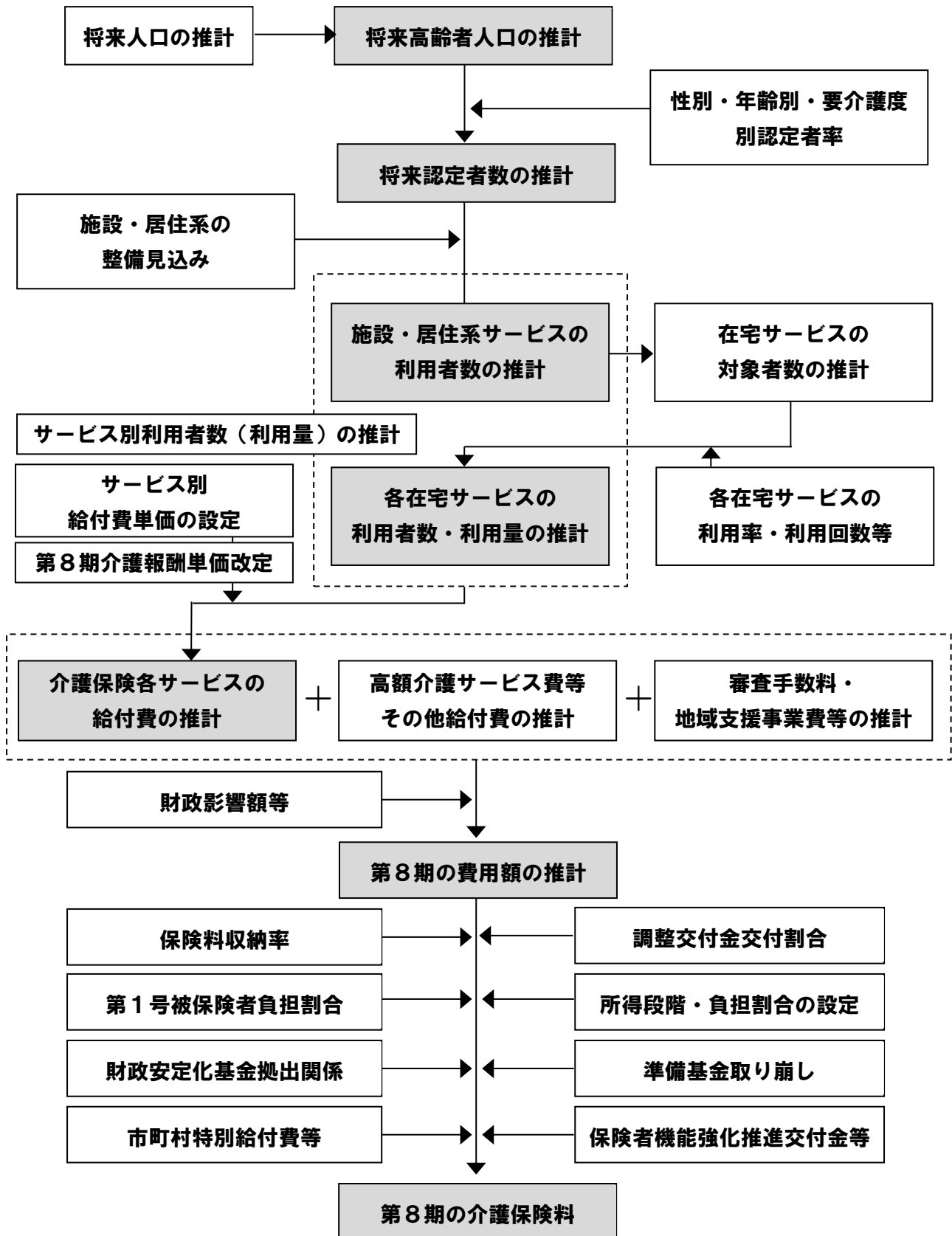
◆加入者が収めた保険料によって必要なサービスが受けられるという、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しています。

介護保険サービスの利用にあたっては、「できないことは支援を受け、自分でできることは自分で行う」ことを前提に、一人ひとりの能力に合わせて、その人のできる力の維持向上に向けて、ケアマネジャーやサービス担当者・家族と一緒に、それぞれに適したサービスを考え、行っていくことが大切です。



# 1 介護保険料の計算の流れ

介護保険料は、地域包括ケア「見える化」システムを活用し（将来人口の推計を除く）、次のような流れで算出しています。





## 2 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を継続することができる体制づくりをめざし、きめ細やかなサービスの提供が行えるよう、概ね中学校区を基本とした「日常生活圏域」ごとに計画を立てる必要があります。

日常生活を支える基盤（公共施設・交通網・人的ネットワーク等）ごとの圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととなりますが、本町においては一体的な整備を行っていくという観点から、第8期の介護保険事業計画においても引き続き町全体を一つの日常生活圏域とし、各事業者が提供するサービス内容を十分吟味しながら自己決定できる、選択の幅の広い枠組みをめざします。

## 3 人口・認定者数の推計

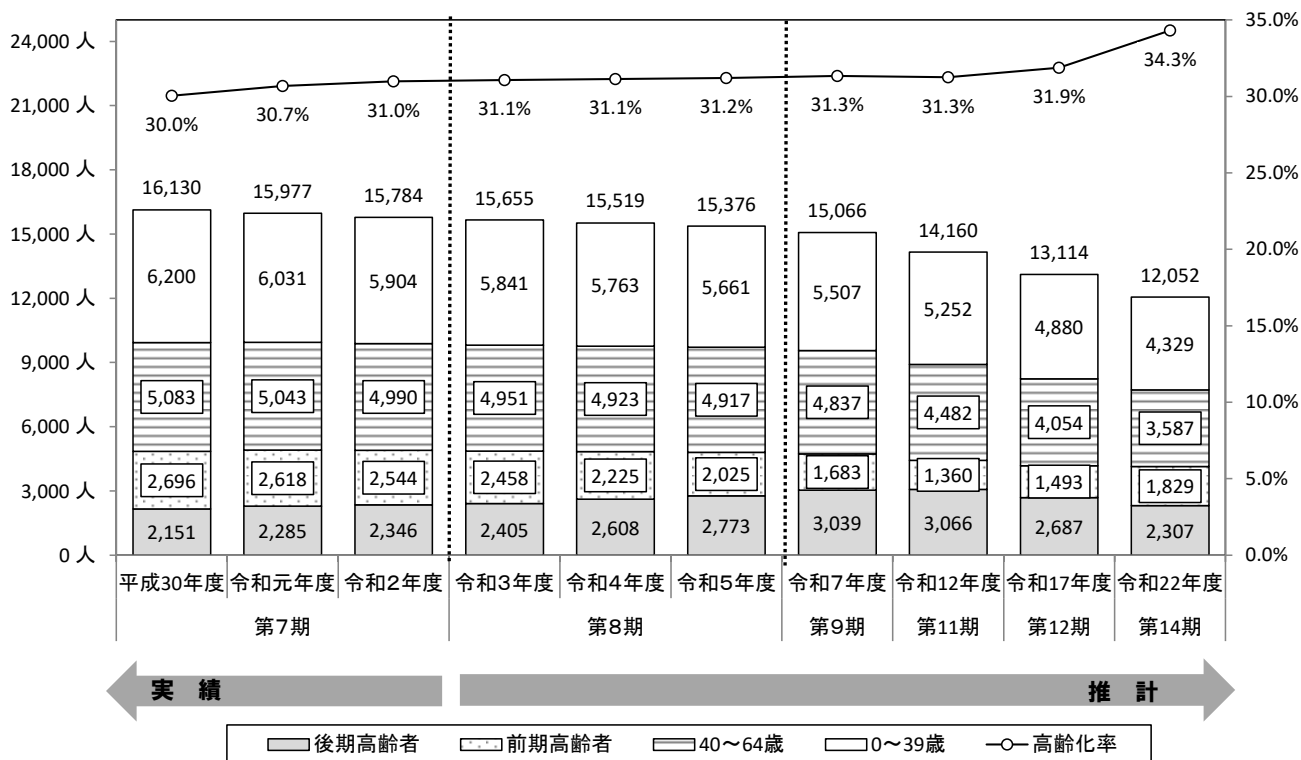
### (1) 人口推計

本町の総人口は今後も緩やかに減少し、令和7年度に15,066人、令和22年度に12,052人となる見込みです。

40～64歳（第2号被保険者）についても、緩やかに減少し、令和22年度には3,587人となる見込みです。

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）人口の減少は、総人口と比べて緩やかになる見込みのため、高齢化率については今後も増加し、令和22年度には34.3%となる見込みです。

■ 将来人口と高齢化率



※住民基本台帳（各年度10月1日）データを用いて、コーホート変化率法により推計

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）についてみると、令和2年度の4,890人から、令和22年度には4,136人となる見込みです。

75歳以上の後期高齢者についても減少する見込みであるものの、減少は高齢者全体と比べより緩やかであり、令和2年度の2,346人から、令和22年度は2,307人となる見込みです。

なお、とりわけ介護需要に結びつきやすい85歳以上の高齢者については、令和2年度の628人から、令和22年度は1,218人と概ね2倍程度まで増加することが見込まれます。

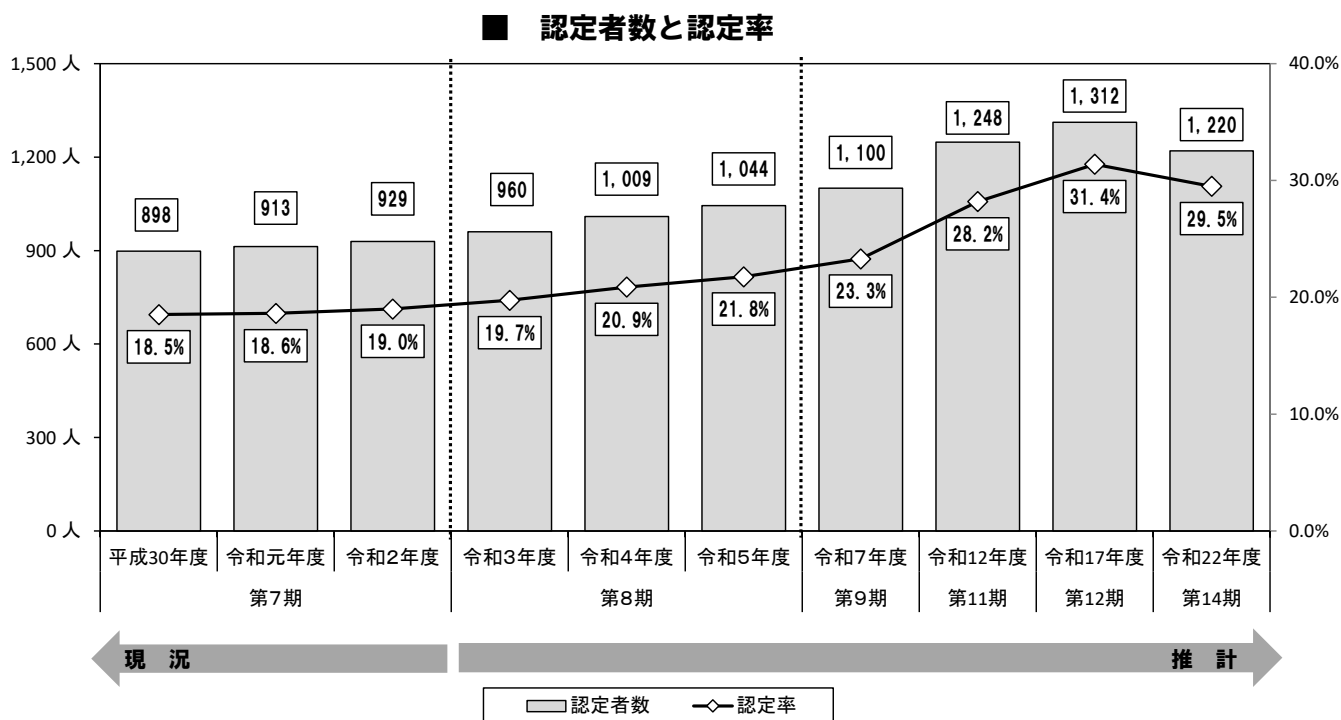
単位：人	第7期			第8期			第9期	第11期	第12期	第14期
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総数	16,130	15,977	15,784	15,655	15,519	15,376	15,066	14,160	13,114	12,052
0～14歳	2,016	1,959	1,883	1,809	1,732	1,661	1,551	1,314	1,181	1,047
15～39歳	4,184	4,072	4,021	4,032	4,031	4,000	3,956	3,938	3,699	3,282
40～64歳	5,083	5,043	4,990	4,951	4,923	4,917	4,837	4,482	4,054	3,587
65歳以上	4,847	4,903	4,890	4,863	4,833	4,798	4,722	4,426	4,180	4,136
65～74歳	2,696	2,618	2,544	2,458	2,225	2,025	1,683	1,360	1,493	1,829
65～69歳	1,352	1,200	1,054	922	841	783	710	711	842	1,056
70～74歳	1,344	1,418	1,490	1,536	1,384	1,242	973	649	651	773
75歳以上	2,151	2,285	2,346	2,405	2,608	2,773	3,039	3,066	2,687	2,307
75～79歳	937	1,017	1,013	1,017	1,149	1,226	1,367	892	593	596
80～84歳	623	645	705	706	727	781	844	1,144	742	493
85～89歳	355	371	371	424	453	467	517	623	846	545
90歳以上	236	252	257	258	279	299	311	407	506	673
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.5%	12.3%	11.9%	11.6%	11.2%	10.8%	10.3%	9.3%	9.0%	8.7%
15～39歳	25.9%	25.5%	25.5%	25.8%	26.0%	26.0%	26.3%	27.8%	28.2%	27.2%
40～64歳	31.5%	31.6%	31.6%	31.6%	31.7%	32.0%	32.1%	31.7%	30.9%	29.8%
65歳以上	30.0%	30.7%	31.0%	31.1%	31.1%	31.2%	31.3%	31.3%	31.9%	34.3%
65～74歳	16.7%	16.4%	16.1%	15.7%	14.3%	13.2%	11.2%	9.6%	11.4%	15.2%
65～69歳	8.4%	7.5%	6.7%	5.9%	5.4%	5.1%	4.7%	5.0%	6.4%	8.8%
70～74歳	8.3%	8.9%	9.4%	9.8%	8.9%	8.1%	6.5%	4.6%	5.0%	6.4%
75歳以上	13.3%	14.3%	14.9%	15.4%	16.8%	18.0%	20.2%	21.7%	20.5%	19.1%
75～79歳	5.8%	6.4%	6.4%	6.5%	7.4%	8.0%	9.1%	6.3%	4.5%	4.9%
80～84歳	3.9%	4.0%	4.5%	4.5%	4.7%	5.1%	5.6%	8.1%	5.7%	4.1%
85～89歳	2.2%	2.3%	2.4%	2.7%	2.9%	3.0%	3.4%	4.4%	6.5%	4.5%
90歳以上	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%	1.8%	1.9%	2.1%	2.9%	3.9%	5.6%

※住民基本台帳（各年度10月1日）データを用いて、コーホート変化率法により推計

## (2) 認定者数の推計

認定者数については令和2年度の929人から、令和17年度頃にかけて増加し、以降は減少に転じ、令和22年度には1,220人となる見込みです。

認定率についても、令和2年度の19.0%から、令和17年度頃にかけて増加し、以降は減少に転じ、令和22年度には29.5%となる見込みです。



単位：人	第7期			第8期			第9期	第11期	第12期	第14期
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
第1号被保険者数	4,847	4,903	4,890	4,863	4,833	4,798	4,722	4,426	4,180	4,136
認定者数	898	913	929	960	1,009	1,044	1,100	1,248	1,312	1,220
要支援1	134	117	113	117	122	128	134	146	147	129
要支援2	228	212	208	215	227	235	254	280	284	243
要介護1	86	106	100	104	110	112	119	136	136	126
要介護2	148	133	159	164	174	180	188	214	231	214
要介護3	133	135	152	157	166	173	182	211	230	220
要介護4	109	133	123	126	130	135	138	159	174	180
要介護5	60	77	74	77	80	81	85	102	110	108
認定率	18.5%	18.6%	19.0%	19.7%	20.9%	21.8%	23.3%	28.2%	31.4%	29.5%

※介護保険事業状況報告（各年9月末現在）データを用いた地域包括ケア「見える化」システムによる自然体推計  
 ※認定率は第1号被保険者数に対する比率

## 4 介護保険サービスの量の見込み

○平成30年度、令和元年度、令和2年度値は介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、令和2年度値については8月末までの月報値をベースに季節変動等を見込んで算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある。  
○令和3年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる。

### (1) 予防給付利用量の見込み

今後、高齢化等の進展に伴う認定者数の増加等により、予防給付の利用量については、増加傾向で推移することを見込んでいます。

なお、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行しており、予防給付としては計上されません。

予防給付		第7期			第8期			第9期
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>								
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	59.4	62.0	87.8	87.8	94.5	101.2	107.9
	人数(人)	10	10	13	13	14	15	16
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	72.8	51.8	47.4	47.4	47.4	47.4	63.2
	人数(人)	6	5	3	3	3	3	4
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	9	5	4	4	4	4	5
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	20	18	20	21	22	23	24
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	6.9	6.2	0.0	7.3	7.3	7.3	7.3
	人数(人)	1	1	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	154	157	161	166	175	182	195
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	3	3	1	2	2	2	2
介護予防住宅改修	人数(人)	5	3	2	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	1	1	2	2	2	2	2
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>								
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	8	6	3	3	3	3	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	人数(人)	163	166	171	177	186	193	207

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

## (2) 介護給付利用量の見込み

施設サービスについては令和2年度末に介護老人福祉施設、地域密着型サービスについては令和5年度に認知症対応型共同生活介護が新たに開設予定となっています。

在宅サービスは、こうした施設等の整備状況、認定者数の増加、近年の利用動向、介護離職ゼロに向けたサービス利用増を踏まえ、今後3年間は全体的に微増する方向で見込んでいます。

介護給付		第7期			第8期			第9期
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
<b>(1) 居宅サービス</b>								
訪問介護	回数(回)	2,700.3	2,999.0	2,466.1	2,234.5	2,385.4	2,515.6	2,414.2
	人数(人)	97	106	91	88	94	97	97
訪問入浴介護	回数(回)	31.7	43.5	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6
	人数(人)	6	9	9	9	9	9	9
訪問看護	回数(回)	304.2	387.5	407.0	386.0	408.0	428.5	418.4
	人数(人)	49	59	58	55	58	61	60
訪問リハビリテーション	回数(回)	225.4	251.8	329.3	314.8	324.5	352.1	347.3
	人数(人)	20	23	28	27	28	30	30
居宅療養管理指導	人数(人)	50	57	55	53	55	58	56
通所介護	回数(回)	1,264.8	1,162.8	1,088.5	1,341.5	1,412.0	1,464.4	1,466.2
	人数(人)	133	124	108	133	140	145	145
通所リハビリテーション	回数(回)	433.7	402.7	419.0	430.3	439.8	468.6	460.5
	人数(人)	46	44	43	44	45	48	47
短期入所生活介護	日数(日)	415.4	441.8	486.4	438.1	466.7	498.2	498.2
	人数(人)	39	40	34	31	33	35	35
短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	46.2	65.4	39.3	44.3	44.3	44.3	44.3
	人数(人)	8	9	6	7	7	7	7
短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	238	250	245	238	251	261	257
特定福祉用具購入費	人数(人)	5	4	8	8	8	9	9
住宅改修費	人数(人)	4	3	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人数(人)	7	9	9	9	9	9	10
<b>(2) 地域密着型サービス</b>								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	3	3	2	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	157.6	162.0	191.5	198.5	212.9	212.9	212.9
	人数(人)	27	29	27	28	30	30	30
認知症対応型通所介護	回数(回)	144.3	175.3	165.8	160.7	168.7	184.4	179.3
	人数(人)	17	22	18	17	18	20	19
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	29	28	28	27	28	30	29
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	9	9	10	9	9	13	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 施設サービス</b>								
介護老人福祉施設	人数(人)	69	72	76	99	108	108	119
介護老人保健施設	人数(人)	50	57	78	78	78	78	92
介護医療院	人数(人)	0	3	6	6	6	9	10
介護療養型医療施設	人数(人)	8	6	3	3	3	0	
<b>(4) 居宅介護支援</b>	人数(人)	285	306	301	296	314	325	323

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

## 5 総給付費の推計

○平成30年度、令和元年度、令和2年度値は介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、令和2年度値については8月末までの月報値をベースに季節変動等を見込んで算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある。  
○令和3年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる。

### (1) 総給付費の見込み

単位：千円	第7期			第8期			第9期
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付費	54,769	49,500	42,931	45,181	46,999	48,698	52,959
介護給付費	1,019,365	1,082,214	1,186,724	1,267,375	1,324,711	1,370,967	1,466,236
総給付費	1,074,134	1,131,713	1,229,654	1,312,556	1,371,710	1,419,665	1,519,195

※年度間累計の金額

### (2) 予防給付費の見込みの内訳

予防給付 (単位：千円)	第7期			第8期			第9期
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>	<b>38,096</b>	<b>34,148</b>	<b>30,831</b>	<b>32,683</b>	<b>34,004</b>	<b>35,323</b>	<b>37,855</b>
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,649	3,411	4,264	4,291	4,621	4,949	5,276
介護予防訪問リハビリテーション	2,452	1,743	1,549	1,559	1,560	1,560	2,080
介護予防居宅療養管理指導	886	620	452	455	455	455	566
介護予防通所リハビリテーション	9,517	8,568	8,585	9,152	9,436	9,951	10,465
介護予防短期入所生活介護	536	491	0	666	667	667	667
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,399	13,768	12,283	12,679	13,383	13,859	14,919
特定介護予防福祉用具購入費	918	1,168	354	528	528	528	528
介護予防住宅改修	4,942	3,542	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
介護予防特定施設入居者生活介護	798	836	1,413	1,422	1,423	1,423	1,423
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>	<b>7,544</b>	<b>6,351</b>	<b>2,879</b>	<b>2,897</b>	<b>2,898</b>	<b>2,898</b>	<b>3,865</b>
介護予防認知症対応型通所介護	0	106	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,544	6,245	2,879	2,897	2,898	2,898	3,865
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	<b>9,129</b>	<b>9,001</b>	<b>9,220</b>	<b>9,601</b>	<b>10,097</b>	<b>10,477</b>	<b>11,239</b>
<b>合計</b>	<b>54,769</b>	<b>49,500</b>	<b>42,931</b>	<b>45,181</b>	<b>46,999</b>	<b>48,698</b>	<b>52,959</b>

※年度間累計の金額

### (3) 介護給付費の見込みの内訳

介護給付 (単位：千円)	第7期			第8期			第9期
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
<b>(1) 居宅サービス</b>	<b>408,735</b>	<b>428,494</b>	<b>423,240</b>	<b>433,908</b>	<b>454,387</b>	<b>476,645</b>	<b>471,737</b>
訪問介護	83,076	94,806	82,449	75,416	80,762	84,863	81,420
訪問入浴介護	4,785	6,444	6,653	6,694	6,698	6,698	6,698
訪問看護	21,528	24,091	25,762	24,452	25,837	27,198	26,495
訪問リハビリテーション	7,529	8,477	11,016	10,601	10,929	11,865	11,704
居宅療養管理指導	6,905	7,894	7,426	7,184	7,431	7,861	7,568
通所介護	124,641	116,724	113,829	138,812	145,831	151,520	151,531
通所リハビリテーション	46,759	44,153	46,479	47,541	48,603	52,168	51,054
短期入所生活介護	40,008	43,821	48,581	43,826	46,557	49,800	49,800
短期入所療養介護（老健）	5,565	8,876	5,575	6,193	6,196	6,196	6,196
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	45,879	47,469	49,086	46,683	49,025	51,402	50,230
特定福祉用具購入費	1,946	1,539	4,060	4,060	4,060	4,616	4,616
住宅改修費	4,947	3,442	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
特定施設入居者生活介護	15,167	20,760	20,256	20,380	20,392	20,392	22,359
<b>(2) 地域密着型サービス</b>	<b>138,920</b>	<b>140,991</b>	<b>147,321</b>	<b>141,409</b>	<b>145,503</b>	<b>166,686</b>	<b>178,691</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,919	2,970	2,173	2,186	2,187	2,187	2,187
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	9,738	9,791	11,738	12,203	13,089	13,089	13,089
認知症対応型通所介護	19,795	23,504	24,031	23,392	24,405	26,694	25,908
小規模多機能型居宅介護	78,661	77,394	77,207	74,408	76,586	82,720	79,446
認知症対応型共同生活介護	26,808	27,332	32,173	29,220	29,236	41,996	58,061
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 施設サービス</b>	<b>416,101</b>	<b>453,058</b>	<b>556,632</b>	<b>633,538</b>	<b>662,790</b>	<b>663,262</b>	<b>751,925</b>
介護老人福祉施設	209,346	218,521	244,455	319,444	348,521	348,521	384,273
介護老人保健施設	169,694	198,213	271,305	272,971	273,123	273,123	321,531
介護医療院	397	12,857	27,107	27,274	27,289	41,618	46,121
介護療養型医療施設	36,664	23,467	13,764	13,849	13,857	0	
<b>(4) 居宅介護支援</b>	<b>55,608</b>	<b>59,670</b>	<b>59,530</b>	<b>58,520</b>	<b>62,031</b>	<b>64,374</b>	<b>63,883</b>
<b>合計</b>	<b>1,019,365</b>	<b>1,082,214</b>	<b>1,186,724</b>	<b>1,267,375</b>	<b>1,324,711</b>	<b>1,370,967</b>	<b>1,466,236</b>

※年度間累計の金額

## 6 標準給付費等の見込み

### (1) 標準給付費

総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については、第8期（令和3年度～令和5年度）で約42億9,100万円を見込んでいます。

(単位:円)	第8期			第9期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費【A】	1,312,556,000	1,371,710,000	1,419,665,000	1,519,195,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)【B(B'-B'')】	33,855,725	32,066,463	33,172,043	34,947,672
特定入所者介護サービス費等給付額【B'】	40,568,637	42,639,330	44,118,394	46,484,898
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額【B''】	6,712,912	10,572,867	10,946,351	11,537,226
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)【C(C'-C'')】	23,937,646	24,727,728	25,585,479	26,957,880
高額介護サービス費等給付額【C'】	24,759,183	26,022,932	26,925,611	28,369,897
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額【C''】	821,537	1,295,204	1,340,132	1,412,017
高額医療合算介護サービス費等給付額【D】	3,066,329	3,226,170	3,327,293	3,519,754
算定対象審査支払手数料【E】	1,252,498	1,317,756	1,359,095	1,437,686
<b>標準給付費見込額 (A+B+C+D+E)</b>	<b>1,374,668,198</b>	<b>1,433,048,117</b>	<b>1,483,108,910</b>	<b>1,586,057,992</b>
	<b>4,290,825,225</b>			

- ◇「特定入所者介護サービス費」は、所得の低い方が介護保険施設に入所する場合に、食費や居住費の負担を軽減するために支給されるもの（※財政影響額は給付額の減額調整額）
- ◇「高額介護サービス費等給付額」は、1か月に受けた介護保険サービスの1割から3割の利用者負担の合計が上限額を超えた場合、その超えた分が高額介護サービス費として支給されるもの（※財政影響額は給付額の減額調整額）
- ◇「高額医療合算介護サービス費等給付額」は、1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、医療・介護合算の自己負担限度額（年額）を超えた金額が高額医療合算介護サービス費として支給されるもの
- ◇「算定対象審査支払手数料」は、市町村と都道府県国保連合会との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価に審査支払見込件数を乗じた額



## (2) 地域支援事業費

地域支援事業費については、第8期（令和3年度～令和5年度）で約3億1,000万円を見込んでいます。

(単位:円)	第8期			第9期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
<b>介護予防・日常生活支援総合事業費</b>	<b>77,177,167</b>	<b>76,834,178</b>	<b>76,677,521</b>	<b>78,266,249</b>
訪問介護相当サービス	22,092,340	21,956,052	21,797,049	21,493,237
訪問型サービスA等	0	0	0	0
通所介護相当サービス	23,779,410	23,586,691	23,605,349	24,781,804
通所型サービスA等	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	2,266,417	2,252,435	2,236,123	2,952,208
介護予防把握事業	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	27,601,000	27,601,000	27,601,000	27,601,000
地域介護予防活動支援事業	0	0	0	0
一般介護予防事業評価事業	1,438,000	1,438,000	1,438,000	1,438,000
地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	0	0	0	0
<b>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</b>	<b>21,399,000</b>	<b>21,399,000</b>	<b>21,399,000</b>	<b>21,399,000</b>
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	18,688,000	18,688,000	18,688,000	18,688,000
任意事業	2,711,000	2,711,000	2,711,000	2,711,000
<b>包括的支援事業(社会保障充実分)</b>	<b>5,185,000</b>	<b>5,185,000</b>	<b>5,185,000</b>	<b>5,185,000</b>
在宅医療・介護連携推進事業	750,000	750,000	750,000	750,000
生活支援体制整備事業	3,315,000	3,315,000	3,315,000	3,315,000
認知症初期集中支援推進事業	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0	0
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	0	0	0	0
<b>地域支援事業費</b>	<b>103,761,167</b>	<b>103,418,178</b>	<b>103,261,521</b>	<b>104,850,249</b>
		<b>310,440,866</b>		

## 7 第1号被保険者の介護保険料

### (1) 財源構成

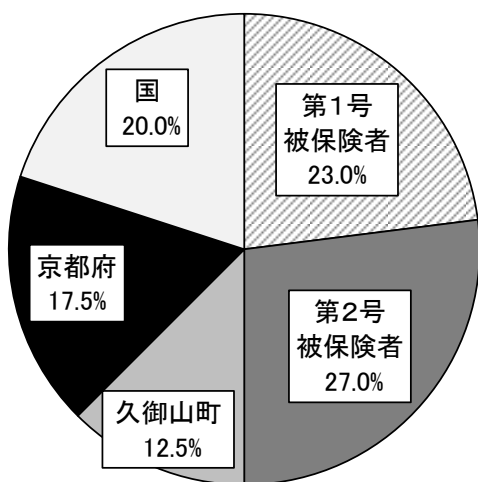
介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の住民のそれぞれの負担により、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度です。

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分が公費（税金）で、残りの半分が40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。

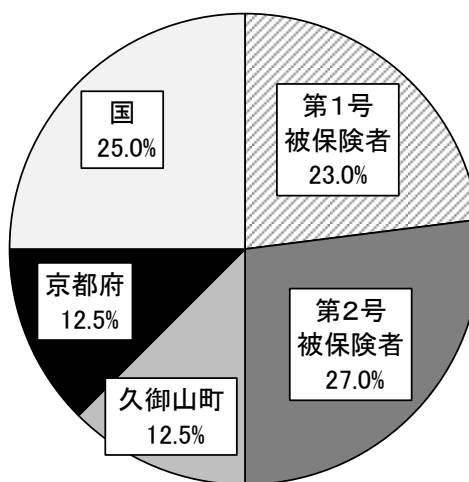
40歳以上の被保険者の保険料の負担割合は、第8期においては第7期と同様に、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

#### ■ 介護給付費の財源内訳

施設給付費の財源内訳

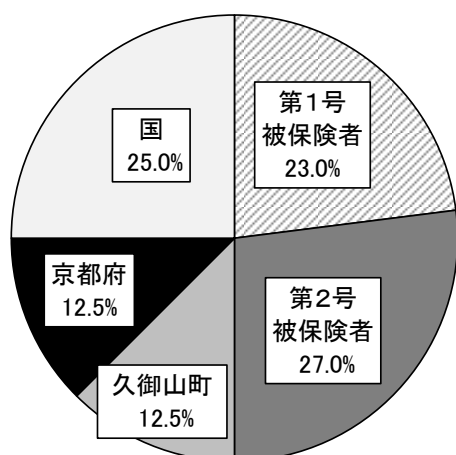


居宅給付費の財源内訳

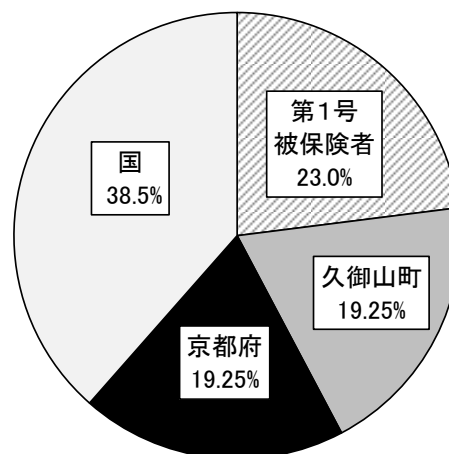


#### ■ 地域支援事業費の財源内訳

介護予防・日常生活支援総合事業の財源内訳



包括的支援事業及び任意事業の財源内訳



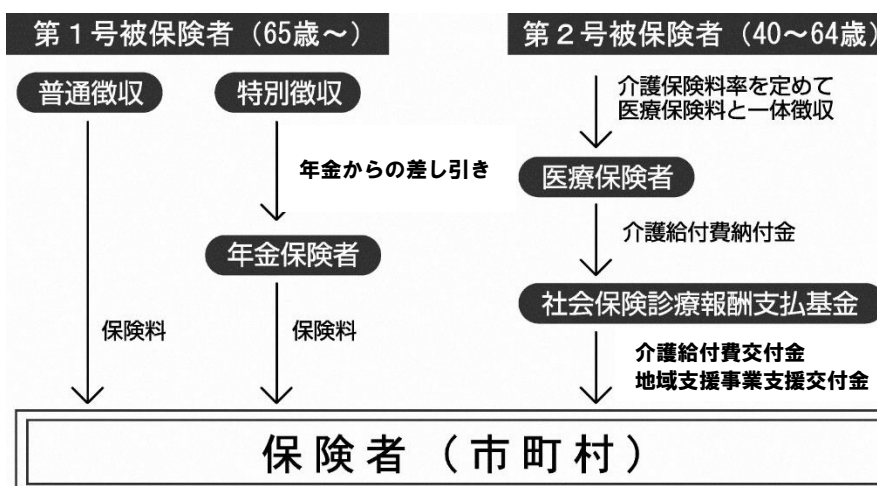
## (2) 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、第8期において第1号被保険者が負担する保険料として確保する必要がある金額で、約10億3,900万円を見込んでいます。

区 分 (単位:円)	第8期				第9期
	合 計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
標準給付費見込額 (A)	4,290,825,225	1,374,668,198	1,433,048,117	1,483,108,910	1,586,057,992
地域支援事業費 (B)	310,440,866	103,761,167	103,418,178	103,261,521	104,850,249
第1号被保険者負担分相当額 (D) ※D=(A+B)×0.23	1,058,291,201	340,038,754	353,387,248	364,865,199	395,672,528
調整交付金相当額(E)	226,075,705	72,592,268	75,494,115	77,989,322	83,216,212
調整交付金見込額(F)	136,224,000	30,634,000	47,410,000	58,180,000	76,392,000
財政安定化基金拠出金見込額(G)	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金(H)	0	0	0	0	0
準備基金取崩額(I)	100,000,000				0
審査支払手数料差引額 (J)	0	0	0	0	0
市町村特別給付費等(K)	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額(L)	0				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(M)	9,000,000				0
<b>保険料収納必要額 (N)</b> ※N=D+E-F+G+H-I+J+K+L-M	<b>1,039,142,905</b>				

## (3) 予定保険料収納率

第1号被保険者からの保険料徴収には普通徴収と特別徴収がありますが、普通徴収分については100%徴収となっていないことなど過去の収納状況を勘案し、第8期の予定保険料収納率としては99.00%を見込んでいます。



#### (4) 保険料の段階設定

第8期の保険料段階設定については、第7期における14段階の設定をベースに、法令改正による標準的な課税区分等の設定を踏まえ、次のように見直しを行います。

第7期保険料の所得段階

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税 生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.485 (0.435)
第2段階			0.685
第3段階			0.735
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85
第5段階			1.00
第6段階	本人が住民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下	1.125
第7段階		本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	1.35
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.60
第9段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.85
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10
第11段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.20
第12段階		本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.45
第13段階		本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.70
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上	3.00

第8期保険料の所得段階

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税 生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.485 (0.30)
第2段階			0.685 (0.50)
第3段階			0.735 (0.70)
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85
第5段階			1.00
第6段階	本人が住民税課税	本人の合計所得金額が <b>120万円以下</b>	1.125
第7段階		本人の合計所得金額が <b>120万円超210万円未満</b>	1.35
第8段階		本人の合計所得金額が <b>210万円以上320万円未満</b>	1.60
第9段階		本人の合計所得金額が <b>320万円以上</b> 400万円未満	1.85
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10
第11段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.20
第12段階		本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.45
第13段階		本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.70
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上	3.00

◇令和元年10月からの消費税率改定に伴う1号保険料の低所得者軽減強化により、公費による軽減措置の対象範囲が拡大しています。

- ・第1段階：0.485⇒0.30に軽減
- ・第2段階：0.685⇒0.50に軽減
- ・第3段階：0.735⇒0.70に軽減

※今後、制度改正等により、軽減措置の内容が変更になる場合があります。

## **第6章 計画の円滑な推進**



# 1 計画の推進体制の整備

## (1) 周知・啓発の充実

介護保険制度の改正に伴う、地域共生社会の実現に向けた取組の推進や高所得者の利用者負担割合の見直し等の改正のポイントや、要介護等認定、介護サービス、地域支援事業などについて高齢者やその家族等が理解を深められるよう、ホームページや広報紙、パンフレットの配布、出前講座等多様な媒体や機会を活用して、周知の徹底を図ります。

## (2) 相談・苦情対応の推進

住民の多様な保健福祉等の相談に対応し、適切な助言が行えるよう、地域包括支援センター、住民福祉課、久御山町社会福祉協議会等、さまざまな相談窓口の連携を強化し、住民の利便性の向上に努めます。

特に、地域包括支援センターでは、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の多職種が総合的な相談・支援を行うことで、要介護状態になる前からの一貫したケアマネジメントを行うとともに、高齢者とその家族に対する相談をはじめ、医療機関等専門機関や関係各課等との連携強化を図り、相談体制の充実を図ります。

また、地域包括支援センター、住民福祉課において、介護保険や福祉サービス等に関する苦情相談を受けられる体制を強化するとともに、京都府国民健康保険団体連合会との連携を深め、対応の充実を図ります。

## (3) 連携体制の強化

認知症高齢者あるいは虐待事例への早期対応を図るため、地域包括支援センターと行政・司法・警察等の関係諸機関との連携を強化し、ケースカンファレンス等解決に努めます。

また、高齢者や家族に対する相談・情報の提供や適切な介護基盤整備に向けて、京都府や企画・総務部局、交通部局も含めた関係各課、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、社会福祉協議会、ボランティアグループ等との定期的な情報交換の機会を持つとともに、連携体制の構築に努めます。

さらに、在宅医療や在宅看取り等のニーズに対応するため、保健・医療との連携を一層強化することが必要であり、地域ケア会議・地域包括ケア推進会議等における多職種による検討の強化を図ります。

## (4) 計画の推進体制の整備

住民をはじめ、医療や福祉の関係者による「地域包括支援センター運営協議会」と「地域密着型サービス運営委員会」の機能を併せ持つ「地域支援委員会」において、地域包括支援センターの運営や地域密着型サービスの指定など、介護保険に関する事項の審議を行い、介護保険の適切な運営に努めます。保険給付等の実態把握においては、データ利活用にあたって個人情報の取扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備に努めます。

また、適切な指標での実績評価による自立支援・重度化防止に向けた取組、介護給付適正化に向けた取組についても、実行管理、点検評価を行いながら推進します。

さらに、高齢者の虐待事象が起きた時の対応について、関係機関、関係各課と迅速に連携をとり、虐待防止に適切な対応を図ります。

## 2 計画の進捗状況の管理

本計画は、毎年事務局により介護保険事業の決算状況などについて進行を管理し、広報等により住民に公表を行います。

また、計画の改定の際には、保健・医療・福祉の専門家、町議会議員、有識者、介護保険被保険者、介護者、各種団体の代表者による「久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会」を開催し、計画の進捗状況について確認・審議を行います。



# 資料編



# 1 計画の策定経過

年度	月/日	内 容
R元	12/25	<p>&lt;第1回 久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会&gt;</p> <p>◇久御山町地域福祉計画等策定委員会設置要綱について</p> <p>◇専門委員長及び専門副委員長の選出について</p>
	3/1 ~3/16	<p>&lt;第9次高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査&gt;</p> <p>◇介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施</p> <p>◇在宅介護実態調査の実施</p>
R2	6/16	<p>&lt;第2回 久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会&gt;</p> <p>◇第9次高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査結果について</p> <p>◇第9次高齢者保健福祉計画策定の考え方について</p>
	7/3	<p>&lt;第9次高齢者保健福祉計画策定に係るアンケート調査&gt;</p> <p>◇事業所アンケート調査の実施</p>
	8/18	<p>&lt;第3回 久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会&gt;</p> <p>◇第8次高齢者保健福祉計画の評価まとめについて</p> <p>◇介護保険事業の概況について</p> <p>◇事業所アンケート結果について</p> <p>◇第9次高齢者保健福祉計画（骨子案）について</p>
	11/10	<p>&lt;第4回 久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会&gt;</p> <p>◇第9次高齢者保健福祉計画のサービスの給付量見込みについて</p> <p>◇第9次高齢者保健福祉計画における新規事項について</p>
	12/10	<p>&lt;第5回 久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会&gt;</p> <p>◇第9次高齢者保健福祉計画（案）について</p> <p>◇パブリックコメントについて</p>
	12/21 ~1/19	パブリックコメントの実施
	2/4	<p>&lt;第6回 久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会&gt;</p> <p>◇パブリックコメント結果について</p> <p>◇第9次高齢者保健福祉計画（案）について</p>

## 2 久御山町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 久御山町における地域福祉計画・地域福祉活動計画、高齢者保健福祉計画及び障害者基本計画を策定するため、久御山町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、協議し、取りまとめ町長に具申する。

- (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況の点検・評価及び計画策定（改定）に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画の進捗状況の点検・評価及び計画策定（改定）に関すること。
- (3) 障害者基本計画の進捗状況の点検・評価及び計画策定（改定）に関すること。
- (4) 前各号に掲げる各計画間の調整等に関すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 町議会議員
- (3) 保健・医療・福祉の関係者
- (4) 各種関係団体の役員又は構成員
- (5) 行政関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議事を運営する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(専門委員会の設置等)

第7条 委員会に地域福祉計画・地域福祉活動計画及び高齢者保健福祉計画の策定にあたり各専門委員会を設置する。また、障害者基本計画の策定については、久御山町地域自立支援協議会設置要綱（平成27年告示第111号）に規定する久御山町地域自立支援協議会に委ねる。

- 2 専門委員会は、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会、高齢者保健福祉計画策定委員会

をもって構成する。

- 3 専門委員会に専門委員長及び専門副委員長を置く。
- 4 専門委員長は、委員の互選によって定める。
- 5 専門副委員長は、専門委員長が指名する。
- 6 専門委員長は、専門委員会を統括し、専門委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 7 専門副委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故があるとき又は専門委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門委員会の庶務は、民生部住民福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

### 3 久御山町高齢者保健福祉計画策定委員会 委員名簿

(任期：令和元年12月25日～令和3年3月31日)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
	依 田 博	神戸大学 名誉教授	
	松 本 義 裕	久御山町議会議員	
	南 八 王	宇治久世医師会 医師 久御山南病院 院長	
委員長	弘 部 俊 彦	宇治久世歯科医師会 歯科医師 弘部歯科医院 院長	
	八 木 茂	特別養護老人ホーム楽生苑 施設長	～令和2年3月31日
	山 村 大 作		令和2年4月1日～
	浦 部 剛	介護老人保健施設ひしの里 事務長	
副委員長	石 原 勝 利	久御山町社会福祉協議会 事務局長	
	中 川 璋 一	久御山町身体障害者協会	
	信 貴 豊 廣	久御山町民生児童委員協議会 副会長	
	西 森 敦 子	久御山町シニアクラブ連合会 女性部長	
	畑 中 博 之	京都府山城北保健所 企画調整室長	

## 4 用語集

計画の本文中における専門用語等の用語説明を、五十音順に掲載します。

用語	用語の説明	初出ページ
<b>【あ行】</b>		
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。	P27
SDGs	平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。 ※詳しくは国連広報センターのHP（ <a href="http://www.unic.or.jp">www.unic.or.jp</a> ）へ。	P3
運動器	骨・関節・筋肉・神経など身体を動かす組織・器官の総称のこと。	P26
<b>【か行】</b>		
介護支援ボランティア制度	高齢者の介護予防のため、介護保険施設などでボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、そのポイント数に応じて交付金を交付する制度。	P26
協議体	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での支え合いの仕組み（生活支援体制整備）を作るために専門職や行政が側面から支援しながら、住民が主体となって自分たちの地域づくりについて検討する集まり。	P22
ケアプラン	要介護（要支援）認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。	P50
ケアマネジメント	要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。	P47
ケアマネジャー （介護支援専門員）	要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるように、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。	P28
ケースカンファレンス	医師、ケアマネジャー、看護師、サービス事業者、介護福祉士、時には要介護者本人や家族などが集まり、要介護者の身体状況の確認や新たな課題の有無、サービス内容の検証などを行うための会議。	P73

用語	用語の説明	初出ページ
健康寿命	WHOが平成12年に提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。	P21
高額医療合算介護サービス費の支給	医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯において、医療・介護合算の自己負担限度額（年額）を超えた金額が支給される制度。	P54
高額介護サービス費の支給	介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になった時は、自己負担限度額（月額）を超えた金額が支給される制度。	P54
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。	P3
孤立死	社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような死に方のこと。	P23
<b>【さ行】</b>		
COPD（慢性閉塞性肺疾患）	Chronic Obstructive Pulmonary Diseaseの略で、従来、慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれてきた病気の総称。	P38
自己評価	介護保険サービスの場合では、問題点を改善し、サービスの質の向上を図ることができるように、施設及び事業者がみずから介護保険サービスの質の評価を行うこと。	P51
歯周疾患	歯肉炎や歯周炎など歯ぐきの病気の総称。40歳以降で歯を失う原因の大半がこの歯周疾患による。食生活や喫煙、歯磨き習慣等とも関係があり、生活習慣病の一つとして捉えられている。	P37
市民後見人	一般市民の成年後見人。	P26
社会福祉士	専門知識と技術を用いて、身体的・精神的障害又は環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある人に対し、福祉に関する相談・助言・指導その他の援助を行う福祉専門職のこと。	P31
消費者被害	消費者、特に高齢者や学生など社会的弱者をターゲットにした犯罪のこと。	P36
シルバー人材センター	一定地域における居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就労の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人のこと。	P37



用語	用語の説明	初出ページ
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。	P22
生活習慣病	食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気（がん、脳血管疾患、心疾患等）のこと。	P4
成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりする恐れのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度のこと。	P23
<b>【た行】</b>		
団塊の世代	昭和22年から24年生まれのベビーブーム世代のこと。	P3
団塊ジュニア世代	昭和46年から49年に生まれた世代のこと。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。	P3
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	P21
地域ケア会議	地域の実態に応じ、個別課題解決に必要と思われる本人、家族、民生委員・児童委員、住民組織、専門多職種等で構成する会議を開催し、高齢者個人に対する自立支援の充実と同時に地域包括ケアシステムの体制整備を進めるための会議体。	P25
地域支援事業	要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業のこと。	P67
地域包括ケアシステム	介護状態となっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで生きがいと尊厳を持って自分らしい暮らしができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的、一体的に確保される体制であり、今日的な介護の基本理念となっている。	P3

用語	用語の説明	初出ページ
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。	P 3
特定健康診査	メタボリックシンドロームの該当者や予備群を発見するための健診のこと。	P 39
特定入所者介護サービス費	所得が一定額以下の要介護（要支援）認定者が、施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費の負担を軽減するために支給される介護給付のこと。	P 54
<b>【な行】</b>		
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。	P 26
認知症キャラバンメイト	認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師を務める人のこと。	P 44
認知症サポーター	「認知症養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族をあたたく見守り、支援する人（サポーター）のこと。	P 26
認知症初期集中支援チーム	複数の専門家（専門医・医療介護の専門職）が、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し課題分析や家族支援を集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行った上で本来の医療やケアに引き継いでいく。	P 22
認知症地域支援推進員	市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人のこと。	P 26
ノーマライゼーション	障害の有無に関わらず、誰もが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。	P 33
<b>【は行】</b>		
パブリックコメント	行政機関が政策等を策定する際にその案を広く住民に公表し、寄せられた意見等を考慮し最終的な意思決定を行うという一連の手続き。	P 6
バリアフリー化	物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くこと。	P 33

用 語	用語の説明	初 出 ページ
<b>【ま行】</b>		
民生委員・児童委員	民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された人のことで、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。	P 26
<b>【や・ら・わ行】</b>		
UR（独立行政法人都市再生機構）	大都市や地方中心都市における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR賃貸住宅（旧公団住宅）の管理を主な目的とする独立行政法人。	P 32
ユニバーサルデザイン	性別や年齢、障害の有無等に関わらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方。	P 33





---

---

## 久御山町第9次高齢者保健福祉計画

令和3年3月

発行 久御山町

〒613-8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

編集 久御山町 民生部 住民福祉課

TEL : 075-631-9902

0774-45-3902

FAX : 075-632-5933

---

---